

給与に関する報告及び勧告

令和 7年 10月

横浜市人事委員会



人調第615号
令和7年10月15日

横浜市会議長 渋谷 健 様
横浜市長 山中 竹春 様

横浜市人事委員会委員長 水地 啓子

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与に関して、別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、本市の人事給与制度等に関して、別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第 1

(ページ)

職員の給与に関する報告	1
1 職員給与と民間給与の調査	2
2 職員給与と民間給与の比較	3
3 国家公務員の給与	5
4 給与改定に関する考え方	6
5 教育職員の給与等に関する法改正について	7
6 給与制度のアップデートに関する考え方について	9
(参考) 人事院勧告の概要	13

別紙第 2

(ページ)

勧告	15
1 令和 7 年 4 月の公民較差に基づく措置	15
2 給与制度のアップデートに関する措置	16
3 実施時期	16

別紙第 3

(ページ)

人事給与制度等に関する報告（意見）	47
1 人材の確保及び育成	47
(1) 人材の確保	47
(2) 人材の育成・人事評価	49
2 柔軟な働き方及び仕事と生活の両立	50
(1) 柔軟な働き方の推進	50
(2) 両立支援制度のフォロー側への配慮	51
3 多様な人材の活躍	52
(1) 女性職員の活躍推進	52
(2) 障害のある職員の活躍推進	53
(3) 会計年度任用職員の活躍推進	54
4 健康経営とハラスメントの防止	54
(1) 長時間労働の是正	55
(2) 職員の心身の健康の確保	56
(3) ハラスメントの防止	57
むすびに	58

職員の給与に関する報告

本市職員の給与の決定については、市民及び職員の理解と納得を得る必要があることから、本委員会が、本市職員の給与と市内民間企業従業員の給与について、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させることで精確な比較を行い、民間給与の水準と均衡させることを基本に、必要な勧告等を行ってきた。

地方公務員法に基づく給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることの代償措置としての機能を有するものであり、この勧告に基づき職員給与が決定されることで、職員給与を社会一般の情勢に適応した適正な水準とするとことができると言える。

本委員会は、このような考え方に基づき、職員給与と民間給与との比較をはじめ給与決定の基礎となる諸条件の調査を行った上で、本市職員の給与に関する報告を行うものである。

1 職員給与と民間給与の調査

(1) 職員給与の実態調査

本委員会は、本年4月1日現在における本市職員の給与等の実態を把握するため、「横浜市職員給与等実態調査」を実施した。

調査対象は、一般職の職員（技能職員、企業局職員、会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員（以下「給料月額7割措置の適用者¹」）等を除く。）32,930人である。

調査項目は、本市職員の給料月額及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第1表～第6表（66～91頁）]

(2) 民間給与の実態調査

本委員会は、市内民間企業従業員の給与等の実態を把握するため、人事院等と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査は、全国統一の内容及び方法で行うものであり、調査対象は、市内民間事業所のうち、次表の調査対象産業に分類された、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上の民間事業所である。

本年の本市における調査対象事業所数は1,490事業所であり、これらを産業、企業規模、本店・支店の別の条件でグループ化し、各グループの中から無作為に抽出した298事業所について調査を実施した（層化無作為抽出法）。

調査項目は、次表の調査対象職種（76職種）に従事する者の4月分の給与月額、初任給月額、特別給（賞与等）及び諸手当の支給状況等である。

[調査結果：参考資料第7表～第15表（95～110頁）]

¹ 定年引上げに伴い、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額が100分の70を乗じて得た額となる措置の適用を受けている職員のこと。

《調査対象産業等一覧》

項目	内容
調査対象産業 (1,490事業所)	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、その他のサービス業）
調査対象職種 (76職種)	事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員その他）、技能・労務（守衛その他）、教育（大学教授、高等学校教諭その他）、研究（研究員その他）、医療（医師、看護師その他医療技術職）等
調査実人員	12,597人

2 職員給与と民間給与の比較

(1) 給与比較方法の見直し

人事院は、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとし、本年、官民給与の比較のための対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げた。

本委員会においても、国と同様の課題を考慮し、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直すことが適当であると判断し、次のとおり比較を行う。

(2) 月例給

職員給与については、行政職員給料表が適用されている職員（休職者及び給料月額7割措置の適用者等を除く。）のうち、医療技術・看護関係職員及び指導主事等を除いた事務・技術関係職員を対象とした。民間給与については、これと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員の4月分の給与月額を用いた。

その上で、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させるラスパイレス方式により、職員

給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当）と民間給与（所定内給与月額から通勤手当額を除いた額）の比較を行った。

具体的には、個々の本市職員に対し、給与決定要素を同じくする市内民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合の給与総額と、現に職員に支払った給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを比較した。

その結果、次のとおり、職員給与が民間給与を13,469円（3.33%）下回っている。

本市職員給与と民間給与との較差

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \right)$
418,549円	405,080円	13,469円（3.33%）

（注）別途「初任給」の調査を行っているため、給与の比較には、本市・民間ともに新卒採用者の給与は含まれていない。

（3）特別給

市内民間事業所における昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給実績が、所定内給与月額の何月分かを把握し、これと条例で定められた本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を比較した。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所従業員の特別給の支給実績は、年間で所定内給与月額の4.67月分に相当しており、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合がそれを0.07月分下回っている。

民 間	本 市
4.67月分	4.60月分

[参考資料第9表（106頁）]

(4) 初任給

市内民間事業所と本市における初任給は、次のとおりである。

学歴	民間（事務・技術）	本市（一般行政職）
大学卒	239,155円	253,924円
高校卒	203,964円	217,152円

[参考資料第11表（107頁）]

3 国家公務員の給与

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行った。

国家公務員給与が民間給与を15,014円（3.62%）下回っており、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を大きく引き上げるほか、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を遞減させつつ引上げ改定を行うよう言及した。

期末手当及び勤勉手当について、国家公務員の平均支給月数が民間事業所従業員の特別給の支給割合（月数）を年間で0.05月分下回っており、支給月数を0.05月分引き上げるよう言及した。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分するとしている。

通勤手当は、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行うよう言及した。また、上記以外にも、新たな距離区分の創設、駐車場等の利用に対する手当の新設をすることされた。

[参考（13頁）]

4 納入改定に関する考え方

以上述べた本市の職員の給与決定に關係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

前記2(2)のとおり、本年4月時点で本市職員給与が民間給与を13,469円（3.33%）下回っていることから、同月に遡及して民間給与との較差を解消する必要がある。

較差の解消に当たっては、給料表の引上げ改定を行うこととし、行政職員給料表の改定に当たっては、若年層を中心におおむね30歳台までの職員が在職する号給に重点を置きながら、全ての号給に一定の改善が及ぶよう、所要の改定を行う。

特に、人材確保の観点から、国及び他の地方公共団体の水準等を考慮し、行政事務の職に採用される新規学卒者に対して適用する初任給について、大学卒、短大卒及び高校卒、いずれについても12,000円引き上げる。

なお、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表については、行政職員給料表の改定方針に準じた改定を行う。

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の最高号給の改定額を基に、所要の引上げ改定を行う。

特定任期付職員の給料表については、これまでの経緯を踏まえ、国との均衡を考慮した改定を行う。

また、会計年度任用職員の報酬額の改定についても、常勤職員の給与の改定内容等を考慮し、適切に対応することが適当である。

(2) 特別給

特別給については、前記2(3)のとおり、本市の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合が、市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.07月分下回っていた。このため、期末手当及び勤勉手当について、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事

業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げる。

なお、支給月数の引上げ分は、市内民間事業所における特別給の支給状況や、人事院勧告における特別給の改定状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手當に0.025月分ずつ均等に配分する。

(3) 通勤手当

通勤手当については、任命権者において、国における見直しの趣旨、市内民間事業所の支給状況、他の地方公共団体の動向や本市の実情を踏まえ、検討されたい。

5 教育職員の給与等に関する法改正について

令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」（以下「改正法」という。）は、学校が対応する課題が複雑化・困難化する中で、教師を取り巻く環境整備として、「学校における働き方改革の更なる加速化」、「学校の指導・運営体制の充実」、「高度専門職である教師の職務の重要性にふさわしい処遇改善」を目的としたものとされている。本市の教育職員に係る人事給与制度においても、本改正の趣旨に沿って条例改正等の対応を行う必要があることから、以下検討を行う。

(1) 教職調整額の引上げについて

現在、横浜市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年3月横浜市条例第1号）（以下「措置条例」という。）では、教育職員給料表の3級までの職を占める職員に対し、給料月額に100分の4を乗じて得た額を支給することとしている。改正法においては、この給料月額に乘じる割合を令和8年1月1日より、毎年段階的に100分の1ずつ引き上げ、令和13年1月1日以降は給料月額に対する支給額を給料月額の100分の10に相当する額を基準として条例で定める旨規定されている。

あわせて、改正法では、指導改善研修を受ける教員には、教職調整額を支給しないこととしており、改正法附則においては、経過措置を規定している。

教職調整額の改正については、全国一律に同様の支給割合によつて措置されることが見込まれるため、措置条例もこれに併せて支給割合及び支給対象者を改正することとなる。

(2) 教職調整額の改正に伴う校長及び教頭の給料月額の引上げについて

現在、教職調整額の支給対象は、措置条例により、校長及び教頭を除くものとされており、他の地方公共団体においても同様の状況である。

このため、(1)により、教育職員給料表の適用を受ける4級及び5級の職員の給料月額と権衡を失する状況となることが見込まれる。

他の地方公共団体においては、義務教育国庫負担金の加算額を踏まえて、校長、副校長及び教頭の給料月額について加算措置を行うことが見込まれている。本市においても、義務教育国庫負担金の算定等を考慮し、教育職員給料表における4級及び5級の職の給料月額について、任命権者において制度完成までの間、所要の調整を行うことが適当である。

(3) その他の処遇に関する措置について

改正法においては、上記のほかに義務教育等教員特別手当の見直し及び主務教諭の設置を可能とする規定の整備が行われている。

このため、任命権者において、今後の対応について検討が進められているところであるが、義務教育等教員特別手当に係る改正は施行までの期間が短いことから、職員への制度の周知等を丁寧に行う必要がある。

また、主務教諭についても、教育職員の働き方改革を加速化させるためには、調整業務の担い手を確保し、処遇することは必要な

取組であると考えられる。そのため、任命権者においては、先行する地方公共団体の運用状況や他の地方公共団体の検討状況を踏まえ、適切に対応を検討されたい。

6 給与制度のアップデートに関する考え方について

人事院は、令和6年度の報告文及び勧告文において、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）」に言及し、令和7年4月より給与制度の改正を行った。当該改正の主眼においては、職務や職責をより重視した俸給体系等の整備といった、本市においても対応を検討すべき事項について挙げられていたことから、昨年の本委員会の報告及び勧告においても、「国における給与制度のアップデートの趣旨を踏まえつつ、本市における課題の整理とその解決に向けた議論をすることが重要である。任命権者においては、社会状況の変化や本市の実情を踏まえ、検討されたい。」と言及した。

これを受け、任命権者の見解を参考に、本委員会において検討を行った内容を以下に述べる。

(1) 給料表及び昇給について

ア 行政職員給料表について

国における給与制度のアップデートでは、職務や職責をより重視した俸給体系とするため、俸給水準や昇格メリットの設定について見直しを行っている。一定の管理職以上については、より職責重視の給与体系とするため、俸給月額の重なりを解消する措置や号俸を大くり化する見直しを行っている。

上記に加え、本市においては、民間給与や国に比べて高齢層の昇給抑制の度合いが少ないことや、国や他の地方公共団体の改定状況を踏まえ、近年、初任給付近の号給に重点をおいた改定を行ってきた結果、昇格メリットが少なくなっている部分があること等を踏まえ、次のような見直しを行う必要がある。

(ア) 1級から3級までについて

1級及び3級については、給料月額の重なりを縮小するため、初号付近を削除し、号給を繰り上げる。

なお、1級から2級への昇格メリットについては、4(1)の公民較差に関する対応において一部措置する。

(イ) 4級から6級までについて

4級から6級までについては、職務級間の給料水準の重なりを縮小するため、初号付近を削除し、号給を繰り上げる。

4級については、初号付近の削除及び号給繰上げにより、早くに昇級した若年層の給与水準を引き上げる。

6級については、給料月額の重なりを解消するため、最高号給付近を削除する。

(ウ) 7級及び8級について

給料月額の重なりを解消するため、初号付近を削除し、号給を繰り上げる。また、勤務実績に基づいた昇給制度や昇格により給与水準が上がる仕組みをより強化するため、号給の大くくり化を行い、成績優秀者以外は昇給しないこととする。

さらに、7級に昇格する際は、8級への昇格と同様に初号となるよう所要の改正を行う。

イ 消防職員給料表について

消防職員給料表については、1級から3級までは、行政職員と類似した水準としつつ、初任給の水準を中心に消防職員としての職務・職責を反映したものとしている一方、4級以上については、行政職員と同等としている。

このため、行政職員給料表の改定内容に準じて、次のような見直しを行う必要がある。

(ア) 1級から3級までについて

1級及び3級については、初号付近を削除し、号給を繰り上げる。

2級について、近年、初任給付近の号給に重点をおいた改定を行った結果、昇格メリットが少なくなっている部分があることを踏まえ、初号を削除し、号給を繰り上げるとともに、最高号給以外については、改定前の1号上位の号に相当する額の号給とする。

(イ) 4級以上の級について

行政職員に準じた改定等を行う。

ウ 医療職員給料表について

医療職員給料表は、医師等に適用する給料表であり、行政職員とは異なる5級制のものとしている。

(ア) 1級から3級までについて

1級及び3級については、初号付近を削除し、号給を繰り上げる。

(イ) 4級及び5級について

行政職員の7級及び8級に準じた改定等を行う。

エ その他

定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、国との均衡を考慮し、改定を行うこととする。

なお、教育職員給料表については、適用する職員の給与について、5(1)に述べた月例給の改定が、毎年1月に継続的に行われること及び行政職員給料表における7級及び8級に相当する職務級が存在していないこと等の事情を勘案し、初号付近の削除等の改定は行わない。

(2) 諸手当について

ア 扶養手当について

国における給与制度のアップデートでは、配偶者に係る扶養手当について、民間企業における支給状況の減少傾向や、国における受給する職員の割合の減少といった社会と公務の変化を踏まえ、配偶者に係る手当を廃止し、その原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる改定を行っている。

少子化対策といった観点は本市においても求められることや、地方公務員法に規定されている給与決定の考慮事項である国や他の地方公共団体等の状況も踏まえ、配偶者及び子に係る扶養手当について、国の対応を参考に、見直しを検討する必要がある。また、検討にあたっては、必要な経過措置について十分に留意する必要がある。

イ 通勤手当について

国における給与制度のアップデートでは、通勤手当の支給限度額の引上げ及び新幹線等²の特別料金の支給要件の緩和が行われており、新幹線等に係る通勤手当は、育児、介護等のやむを得ない事情による転居といった事情を考慮する趣旨の運用の見直しが図られている。

本市においても、職員の通勤事情等を踏まえ、任命権者において検討を行うことが望ましい。

ウ 管理職手当について

6(1)における給料表の改定を勘案し、管理職手当については、管理職員としての職責に応じ、任命権者において所要の見直しを行う必要がある。

² 新幹線のほか、在来線の特急なども含まれる。

(参考) 人事院勧告の概要

令和7年 人事院勧告・報告の概要

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ



人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働く公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与・勤務時間・任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的な内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った待遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から実施】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引き上げ
- 令和7年は見直し後の方針で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較]【令和7年4月実施】

● 債給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引き上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ペアに相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引き上げ

● 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要



ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- 官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

勧告

本委員会は、次の事項を実現するため、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）及び横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号）を改正することを勧告する。

1 令和7年4月の公民較差に基づく措置

(1) 給料表

行政職員給料表、消防職員給料表、教育職員給料表及び医療職員給料表を別記第1のとおり改定すること。

また、特定任期付職員に適用する給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

次の表に掲げる支給割合となるよう改定すること。

ア 令和7年12月期

(単位：月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.3	1.1	0.725	0.625
勤勉手当	1.05	1.25	0.55	0.65

イ 令和8年6月期以降

(単位:月分)

	定年前再任用短時間勤務職員 以外の職員		定年前再任用短時間勤務職員	
	一般職員	管理職員	一般職員	管理職員
期末手当	1.2875	1.0875	0.7125	0.6125
勤勉手当	1.0375	1.2375	0.5375	0.6375

2 紙与制度のアップデートに関する措置

行政職員給料表、消防職員給料表、教育職員給料表における定年前再任用短時間勤務職員の区分及び医療職員給料表を別記第3のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第4によること。

3 実施時期

1 (1)の改定は、令和7年4月1日から実施すること。

1 (2)の改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

2の改定は、令和8年4月1日から実施すること。

別記第1 行政職員給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	174,600	247,300	263,800	276,600	296,300	344,400	475,100	562,300
	2	175,700	248,900	265,000	278,800	298,300	346,900	478,100	564,700
	3	176,800	250,500	266,200	281,000	300,400	349,500	481,100	567,000
	4	178,000	252,100	267,400	283,200	302,400	352,100	484,100	569,300
	5	179,200	253,700	268,600	285,400	304,400	354,600	487,100	571,500
	6	180,400	255,200	269,800	287,600	306,300	357,100	490,100	573,700
	7	181,600	256,700	271,000	289,700	308,200	359,600	493,100	575,700
	8	182,800	258,200	272,200	291,800	310,100	362,200	496,000	577,700
	9	184,000	259,700	273,400	293,900	312,000	364,700	498,800	579,700
	10	185,200	261,100	274,600	296,000	313,900	367,200	501,100	581,700
	11	186,400	262,500	275,800	298,100	315,800	369,700	503,400	583,700
	12	187,600	263,900	277,000	300,200	317,800	372,300	505,600	585,500
	13	188,800	265,300	278,200	302,300	319,800	374,900	507,700	587,300
	14	190,100	266,700	279,400	304,300	321,800	377,400	509,100	589,000
	15	191,400	268,000	280,600	306,300	323,700	380,000	510,500	590,700
	16	192,700	269,300	281,800	308,300	325,600	382,600	511,900	592,400
	17	194,000	270,600	283,100	310,300	327,500	385,200	513,300	593,900
	18	195,300	271,900	284,500	312,300	329,500	387,800	514,600	595,400
	19	196,600	273,200	286,000	314,300	331,400	390,300	515,900	596,700
	20	197,900	274,500	287,500	316,300	333,200	392,800	517,200	598,000
	21	199,200	275,800	289,000	318,300	335,100	395,400	518,200	599,200
	22	200,600	277,100	290,500	320,200	337,000	397,900	519,200	600,400
	23	202,000	278,400	292,100	322,100	339,000	400,500	520,100	601,600
	24	203,500	279,700	293,700	324,000	341,000	403,100	520,900	602,700
	25	205,000	281,000	295,300	325,900	343,100	405,600	521,700	603,800
	26	206,500	282,300	296,900	327,800	345,100	408,200	522,500	605,000
	27	208,100	283,600	298,500	329,700	347,200	410,800	523,300	606,100
	28	209,700	284,900	300,100	331,600	349,300	413,400	524,200	607,300
	29	211,300	286,200	301,700	333,400	351,400	415,800	525,000	608,400
	30	213,500	287,500	303,300	335,200	353,500	418,300	525,800	609,500
	31	215,700	288,800	304,700	337,000	355,600	420,700	526,600	610,600
	32	218,100	290,100	306,100	338,800	357,700	423,100	527,400	611,800
	33	220,700	291,400	307,500	340,600	359,800	425,500	528,200	612,900
	34	223,300	292,700	308,900	342,400	361,800	427,800	529,000	614,000
	35	225,900	294,000	310,300	344,200	363,800	430,100	529,800	615,200
	36	228,500	295,300	311,700	346,000	365,700	432,400	530,700	616,300
	37	230,900	296,600	313,100	347,800	367,600	434,700	531,500	617,400
	38	232,900	297,900	314,500	349,600	369,400	436,900	532,300	618,500
	39	234,800	299,200	315,900	351,400	371,200	439,200	533,200	619,600
	40	236,500	300,500	317,300	353,200	373,000	441,500	534,100	620,800
	41	238,000	301,800	318,700	355,000	374,800	443,700	534,900	621,900
	42	239,300	303,100	320,400	356,800	376,600	445,800	535,700	623,000
	43	240,600	304,400	322,100	358,600	378,400	447,900	536,600	624,100
	44	241,900	305,700	323,900	360,400	380,100	449,900	537,500	625,300
	45	243,100	307,000	325,700	362,200	381,800	451,900	538,300	626,400
	46	244,300	308,300	327,500	364,000	383,400	453,800	539,100	627,500
	47	245,500	309,600	329,300	365,800	384,900	455,600	539,900	628,600
	48	246,700	310,900	331,100	367,500	386,400	457,300	540,800	629,700
	49	247,900	312,200	332,900	369,200	387,800	458,900	541,600	630,800
	50	249,100	313,500	334,700	370,800	389,100	460,500	542,400	631,900
	51	250,300	314,800	336,500	372,400	390,400	462,000	543,200	633,000
	52	251,500	316,100	338,300	374,000	391,600	463,400	544,100	634,100
	53	252,700	317,400	340,100	375,600	392,700	464,700	545,000	635,300
	54	253,900	318,700	341,900	377,100	393,800	465,900	545,800	636,400
	55	255,100	320,000	343,700	378,600	394,900	467,000	546,600	637,500
	56	256,300	321,300	345,500	380,000	396,000	468,000	547,500	638,700

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 257,500	円 322,600	円 347,300	円 381,200	円 397,100	円 468,900	円 548,400	円 639,800
	58	258,700	323,900	349,100	382,400	398,200	469,700	549,200	
	59	259,900	325,200	350,900	383,600	399,300	470,600	550,000	
	60	261,100	326,500	352,700	384,800	400,300	471,400	550,800	
	61	262,300	327,700	354,400	386,000	401,200	472,100	551,700	
	62	263,500	328,900	356,200	387,200	402,100	472,800		
	63	264,700	330,100	357,900	388,300	403,000	473,500		
	64	265,900	331,300	359,600	389,400	403,800	474,200		
	65	267,100	332,500	361,200	390,400	404,600	474,800		
	66	268,300	333,700	362,700	391,300	405,300	475,400		
	67	269,500	334,900	364,100	392,200	405,900	476,100		
	68	270,700	336,100	365,500	392,900	406,500	476,800		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	69	271,900	337,200	366,800	393,600	407,100	477,500		
	70	273,100	338,300	368,100	394,300	407,600	478,100		
	71	274,300	339,400	369,400	395,000	408,100	478,800		
	72	275,500	340,400	370,600	395,600	408,700	479,500		
	73	276,700	341,400	371,700	396,200	409,300	480,100		
	74	277,900	342,400	372,700	396,800	409,800	480,700		
	75	279,100	343,400	373,600	397,300	410,300	481,400		
	76	280,300	344,400	374,500	397,700	410,700	482,100		
	77	281,500	345,400	375,400	398,000	411,200	482,700		
	78	282,700	346,300	376,200	398,400	411,600	483,400		
	79	283,900	347,200	376,900	398,700	412,000	484,100		
	80	285,100	348,000	377,500	399,000	412,400	484,700		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	286,300	348,700	378,100	399,300	412,800	485,300		
	82	287,500	349,400	378,800	399,600	413,100	486,000		
	83	288,700	350,100	379,400	399,900	413,500	486,700		
	84	289,900	350,700	380,000	400,200	413,800	487,300		
	85	291,100	351,300	380,500	400,500	414,100	487,900		
	86	292,300	351,900	380,900	400,800	414,500	488,500		
	87	293,500	352,500	381,300	401,100	414,800	489,200		
	88	294,700	353,100	381,700	401,400	415,100	489,900		
	89	295,900	353,600	382,100	401,700	415,400	490,500		
	90	297,100	354,100	382,500	402,000	415,700	491,200		
	91	298,300	354,600	382,900	402,300	416,100	491,900		
	92	299,300	355,100	383,200	402,600	416,400	492,500		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	300,100	355,700	383,600	402,900	416,700	493,100		
	94	300,900	356,200	384,000	403,200	417,100	493,800		
	95	301,500	356,600	384,400	403,500	417,400	494,500		
	96	302,100	357,100	384,800	403,800	417,700	495,200		
	97	302,500	357,600	385,100	404,100	418,000	495,800		
	98	303,000	358,100	385,500	404,400	418,300	496,500		
	99	303,400	358,600	385,800	404,700	418,700	497,200		
	100	303,900	359,100	386,200	405,000	419,000	497,800		
	101	304,200	359,500	386,500	405,300	419,400	498,400		
	102	304,600	359,800	386,900	405,600	419,900	499,100		
	103	304,900	360,100	387,200	405,900	420,300	499,800		
	104	305,300	360,400	387,600	406,200	420,700	500,400		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	105	305,700	360,700	387,900	406,500	421,100	501,100		
	106	306,100		388,300	406,900	421,600	501,700		
	107	306,500		388,700	407,200	422,000	502,400		
	108	306,800		389,000	407,500	422,400	503,000		
	109	307,100		389,300	407,800	422,800	503,700		
	110	307,400		389,700	408,100	423,300	504,400		
	111	307,700		390,100	408,500	423,700	505,000		
	112	308,000		390,400	408,800	424,100	505,600		

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	円 308,400	円	円 390,800	円 409,100	円 424,500	円 506,300	円	円
	114			391,200	409,500	424,900	507,000		
	115			391,600	409,800	425,400	507,600		
	116			391,900	410,100	425,800	508,200		
	117			392,300	410,400	426,200	508,900		
	118			392,700	410,700	426,600	509,600		
	119			393,100	411,000	427,100	510,300		
	120			393,400	411,400	427,500	510,900		
	121			393,800	411,800	427,900	511,500		
	122			394,200	412,300	428,400			
	123			394,500	412,700	428,900			
	124			394,900	413,100	429,300			
	125			395,200	413,400	429,700			
	126			395,600	413,800	430,100			
	127			396,000	414,300	430,600			
	128			396,300	414,700	431,000			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	129			396,700	415,100	431,400			
	130			397,100	415,500	431,900			
	131			397,400	416,000	432,300			
	132			397,700	416,400	432,700			
	133			398,000	416,700	433,100			
	134				417,100	433,600			
	135				417,600	434,100			
	136				418,000	434,500			
	137				418,400	434,900			
	138				418,900	435,300			
	139				419,400	435,700			
	140				419,800	436,100			
	141				420,200	436,500			
	142				420,700				
	143				421,100				
	144				421,500				
定年前再任用短時間勤務職員	145				421,900				
	146				422,400				
	147				422,900				
	148				423,300				
	149				423,700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円 198,400	円 223,900	円 259,200	円 277,400	円 300,000	円 333,100	円 370,900	円 404,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消防職員給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 211,100	円 237,700	円 258,000	円 276,600	円 296,300	円 344,400	円 475,100
	2	212,100	239,500	259,200	278,800	298,300	346,900	478,100
	3	213,100	241,200	260,500	281,000	300,400	349,500	481,100
	4	214,100	242,800	261,800	283,200	302,400	352,100	484,100
	5	215,100	244,300	263,100	285,400	304,400	354,600	487,100
	6	216,100	245,800	264,300	287,600	306,300	357,100	490,100
	7	217,300	247,300	265,400	289,700	308,200	359,600	493,100
	8	218,500	248,700	266,500	291,800	310,100	362,200	496,000
	9	219,900	250,000	267,600	293,900	312,000	364,700	498,800
	10	221,300	251,300	268,800	296,000	313,900	367,200	501,100
	11	222,800	252,600	270,000	298,100	315,800	369,700	503,400
	12	224,300	253,900	271,300	300,200	317,800	372,300	505,600
	13	225,800	255,200	272,500	302,300	319,800	374,900	507,700
	14	227,300	256,500	273,800	304,300	321,800	377,400	509,100
	15	228,700	257,800	275,100	306,300	323,700	380,000	510,500
	16	230,100	259,100	276,300	308,300	325,600	382,600	511,900
	17	231,500	260,400	277,500	310,300	327,500	385,200	513,300
	18	232,900	261,700	278,700	312,300	329,500	387,800	514,600
	19	234,300	263,000	280,100	314,300	331,400	390,300	515,900
	20	235,700	264,300	281,600	316,300	333,200	392,800	517,200
	21	237,100	265,600	283,100	318,300	335,100	395,400	518,200
	22	238,500	266,900	284,500	320,200	337,000	397,900	519,200
	23	239,900	268,200	286,000	322,100	339,000	400,500	520,100
	24	241,300	269,500	287,500	324,000	341,000	403,100	520,900
	25	242,700	270,700	289,000	325,900	343,100	405,600	521,700
	26	244,100	272,000	290,500	327,800	345,100	408,200	522,500
	27	245,300	273,200	292,100	329,700	347,200	410,800	523,300
	28	246,500	274,500	293,700	331,600	349,300	413,400	524,200
	29	247,700	275,700	295,300	333,400	351,400	415,800	525,000
	30	248,900	277,000	296,900	335,200	353,500	418,300	525,800
	31	250,100	278,200	298,500	337,000	355,600	420,700	526,600
	32	251,300	279,500	300,100	338,800	357,700	423,100	527,400
	33	252,500	280,700	301,700	340,600	359,800	425,500	528,200
	34	253,700	282,000	303,300	342,400	361,800	427,800	529,000
	35	254,900	283,200	304,800	344,200	363,800	430,100	529,800
	36	256,100	284,500	306,200	346,000	365,700	432,400	530,700
	37	257,300	285,700	307,400	347,800	367,600	434,700	531,500
	38	258,500	287,000	308,500	349,600	369,400	436,900	532,300
	39	259,700	288,200	309,400	351,400	371,200	439,200	533,200
	40	260,900	289,500	311,100	353,200	373,000	441,500	534,100
	41	262,100	290,700	312,800	355,000	374,800	443,700	534,900
	42	263,300	292,000	314,500	356,800	376,600	445,800	535,700
	43	264,500	293,400	315,900	358,600	378,400	447,900	536,600
	44	265,700	294,700	317,300	360,400	380,100	449,900	537,500
	45	266,900	295,900	318,700	362,200	381,800	451,900	538,300
	46	268,100	297,200	320,400	364,000	383,400	453,800	539,100
	47	269,300	298,400	322,100	365,800	384,900	455,600	539,900
	48	270,500	299,700	323,900	367,500	386,400	457,300	540,800
	49	271,700	300,900	325,700	369,200	387,800	458,900	541,600
	50	272,900	302,200	327,500	370,800	389,100	460,500	542,400
	51	274,100	303,600	329,300	372,400	390,400	462,000	543,200
	52	275,300	305,000	331,100	374,000	391,600	463,400	544,100
	53	276,500	306,400	332,900	375,600	392,700	464,700	545,000
	54	277,700	307,800	334,700	377,100	393,800	465,900	545,800
	55	278,900	309,300	336,500	378,600	394,900	467,000	546,600
	56	280,100	310,800	338,300	380,000	396,000	468,000	547,500

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 281,300	円 312,300	円 340,100	円 381,200	円 397,100	円 468,900	円 548,400
	58	282,500	313,800	341,900	382,400	398,200	469,700	549,200
	59	283,700	315,300	343,700	383,600	399,300	470,600	550,000
	60	284,900	316,800	345,500	384,800	400,300	471,400	550,800
	61	286,100	318,300	347,300	386,000	401,200	472,100	551,700
	62	287,300	319,800	349,100	387,200	402,100	472,800	
	63	288,500	321,500	350,900	388,300	403,000	473,500	
	64	289,700	323,200	352,700	389,400	403,800	474,200	
	65	290,900	324,900	354,400	390,400	404,600	474,800	
	66	292,100	326,600	356,200	391,300	405,300	475,400	
	67	293,300	328,300	357,900	392,200	405,900	476,100	
	68	294,500	330,000	359,600	392,900	406,500	476,800	
	69	295,700	331,700	361,200	393,600	407,100	477,500	
	70	296,900	333,400	362,700	394,300	407,600	478,100	
	71	297,900	335,000	364,100	395,000	408,100	478,800	
	72	298,900	336,600	365,500	395,600	408,700	479,500	
	73	299,900	338,200	366,800	396,200	409,300	480,100	
	74	300,900	339,800	368,100	396,800	409,800	480,700	
	75	301,800	341,400	369,400	397,300	410,300	481,400	
	76	302,700	343,000	370,600	397,700	410,700	482,100	
	77	303,600	344,600	371,700	398,000	411,200	482,700	
	78	304,500	346,200	372,700	398,400	411,600	483,400	
	79	305,200	347,600	373,600	398,700	412,000	484,100	
	80	305,900	349,000	374,500	399,000	412,400	484,700	
	81	306,600	350,400	375,500	399,300	412,800	485,300	
	82	307,300	351,800	376,500	399,600	413,100	486,000	
	83	307,700	353,000	377,000	399,900	413,500	486,700	
	84	308,100	354,200	377,500	400,200	413,800	487,300	
	85	308,500	355,400	378,100	400,500	414,100	487,900	
	86	308,900	356,600	378,800	400,800	414,500	488,500	
	87	309,300	357,800	379,400	401,100	414,800	489,200	
	88	309,700	358,700	380,000	401,400	415,100	489,900	
	89	310,100	359,600	380,500	401,700	415,400	490,500	
	90	310,500	360,500	380,900	402,000	415,700	491,200	
	91	310,900	361,300	381,300	402,300	416,100	491,900	
	92	311,300	362,100	381,700	402,600	416,400	492,500	
	93	311,600	362,900	382,100	402,900	416,700	493,100	
	94	311,900	363,600	382,500	403,200	417,100	493,800	
	95	312,200	364,300	382,900	403,500	417,400	494,500	
	96	312,500	365,000	383,200	403,800	417,700	495,200	
	97	312,800	365,700	383,600	404,100	418,000	495,800	
	98	313,100	366,300	384,000	404,400	418,300	496,500	
	99	313,400	366,900	384,400	404,700	418,700	497,200	
	100	313,700	367,500	384,800	405,000	419,000	497,800	
	101	314,000	368,100	385,100	405,300	419,400	498,400	
	102	314,300	368,700	385,500	405,600	419,900	499,100	
	103	314,600	369,300	385,800	405,900	420,300	499,800	
	104	314,900	369,900	386,200	406,200	420,700	500,400	
	105	315,200	370,500	386,500	406,500	421,100	501,100	
	106	315,500	371,100	386,900	406,900	421,600	501,700	
	107	315,800	371,700	387,200	407,200	422,000	502,400	
	108	316,100	372,200	387,600	407,500	422,400	503,000	
	109	316,400	372,700	387,900	407,800	422,800	503,700	
	110	316,700	373,200	388,300	408,100	423,300	504,400	
	111	317,000	373,700	388,700	408,500	423,700	505,000	
	112	317,300	374,200	389,000	408,800	424,100	505,600	

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	円 317,600	円 374,700	円 389,300	円 409,100	円 424,500	円 506,300	円
	114			389,700	409,500	424,900	507,000	
	115			375,700	390,100	409,800	425,400	507,600
	116			376,200	390,400	410,100	425,800	508,200
	117		376,700	390,800	410,400	426,200	508,900	
	118			391,200	410,700	426,600	509,600	
	119			391,600	411,000	427,100	510,300	
	120			391,900	411,400	427,500	510,900	
	121			392,300	411,800	427,900	511,500	
	122			392,700	412,300	428,400		
	123			393,100	412,700	428,900		
	124			393,400	413,100	429,300		
	125			393,800	413,400	429,700		
	126			394,200	413,800	430,100		
	127			394,500	414,300	430,600		
	128			394,900	414,700	431,000		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	129			395,200	415,100	431,400		
	130			395,600	415,500	431,900		
	131			396,000	416,000	432,300		
	132			396,300	416,400	432,700		
	133			396,700	416,700	433,100		
	134			397,100	417,100	433,600		
	135			397,400	417,600	434,100		
	136			397,700	418,000	434,500		
	137			398,000	418,400	434,900		
	138				418,900	435,300		
	139				419,400	435,700		
	140				419,800	436,100		
	141				420,200	436,500		
	142				420,700			
	143				421,100			
	144				421,500			
定年前再任用短時間勤務職員	145				421,900			
	146				422,400			
	147				422,900			
	148				423,300			
	149				423,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円 198,500	円 223,600	円 259,200	円 277,400	円 300,000	円 333,100	円 370,900

備考 この表は、消防吏員に適用する。

教育職員給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	214,100	234,900	293,900	332,800	421,900
	2	215,600	236,900	295,600	335,300	423,300
	3	217,100	238,900	297,300	337,700	424,800
	4	218,700	240,900	299,000	340,100	426,300
	5	220,300	242,900	300,700	342,500	427,700
	6	222,300	244,900	302,300	344,800	429,000
	7	224,300	246,900	303,900	347,100	430,300
	8	226,300	248,900	305,300	349,300	431,600
	9	228,300	250,900	306,900	351,500	432,900
	10	230,400	252,900	308,400	353,600	434,200
	11	232,400	254,900	309,800	355,700	435,500
	12	234,400	256,900	311,100	357,700	436,700
	13	236,400	258,900	312,500	359,700	437,800
	14	238,600	260,800	313,900	361,500	438,900
	15	240,800	262,700	315,100	363,300	440,000
	16	242,800	264,600	316,500	365,000	441,100
	17	244,900	266,500	317,700	366,700	442,200
	18	247,100	268,200	318,900	368,300	443,300
	19	249,400	269,800	320,300	369,900	444,400
	20	251,500	271,400	321,700	371,400	445,500
	21	253,800	273,000	323,100	372,900	446,600
	22	255,800	274,500	324,600	374,400	447,700
	23	257,800	276,000	326,200	375,900	448,800
	24	259,800	277,500	327,900	377,300	449,900
	25	261,600	279,000	329,600	378,700	451,000
	26	262,400	280,500	331,300	380,100	452,000
	27	263,200	282,000	333,000	381,500	453,000
	28	263,900	283,500	334,700	382,900	454,000
	29	264,600	285,000	336,400	384,300	455,000
	30	265,500	286,500	338,200	385,600	456,000
	31	266,200	288,000	340,000	386,900	457,000
	32	267,000	289,500	341,700	388,200	458,000
	33	267,600	291,000	343,300	389,500	459,000
	34	268,500	292,500	345,000	390,800	459,900
	35	269,200	294,000	346,700	392,100	460,700
	36	270,000	295,500	348,100	393,400	461,400
	37	270,800	297,000	349,600	394,700	462,200
	38	271,400	298,500	350,900	396,000	463,000
	39	272,300	300,000	352,300	397,300	463,800
	40	273,100	301,500	353,700	398,600	464,600
	41	273,800	303,000	355,000	399,900	465,500
	42	274,500	304,500	356,300	401,200	466,200
	43	275,200	306,000	357,900	402,500	467,000
	44	275,800	307,500	359,400	403,800	467,800
	45	276,600	309,000	360,800	405,100	468,700
	46	277,200	310,400	362,300	406,400	469,500
	47	277,700	311,800	363,900	407,700	470,300
	48	278,300	313,200	365,300	409,000	471,100
	49	278,900	314,600	366,700	410,300	472,000
	50	279,500	316,000	368,300	411,600	472,800
	51	280,100	317,400	369,700	412,900	473,600
	52	280,700	318,800	371,300	414,100	474,400
	53	281,300	320,200	372,900	415,300	475,300
	54	281,900	321,600	374,500	416,500	476,000
	55	282,500	323,000	376,100	417,600	476,600
	56	283,100	324,400	377,700	418,700	477,300

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 283,700	円 325,800	円 379,100	円 419,800	円 478,100
	58	284,300	327,100	380,600	420,900	
	59	284,900	328,400	382,000	422,000	
	60	285,500	329,700	383,400	423,100	
	61	286,100	331,000	384,500	424,200	
	62	286,700	332,300	385,800	425,300	
	63	287,300	333,600	387,100	426,400	
	64	287,900	334,900	388,400	427,500	
	65	288,500	336,200	389,700	428,600	
	66	289,100	337,500	390,800	429,700	
	67	289,700	338,800	391,900	430,700	
	68	290,300	340,100	393,100	431,700	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	69	290,900	341,400	394,300	432,700	
	70	291,500	342,700	395,400	433,600	
	71	292,200	344,000	396,500	434,500	
	72	292,900	345,300	397,600	435,400	
	73	293,700	346,600	398,700	436,200	
	74	294,300	347,900	399,700	436,900	
	75	295,000	349,200	400,600	437,600	
	76	295,600	350,500	401,500	438,200	
	77	296,300	351,800	402,400	438,800	
	78	296,900	353,100	403,300	439,400	
	79	297,700	354,400	404,200	440,000	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	80	298,400	355,700	405,000	440,600	
	81	299,300	357,000	405,700	441,200	
	82	300,100	358,300	406,400	441,700	
	83	300,900	359,600	407,200	442,200	
	84	301,700	361,000	408,000	442,700	
	85	302,600	362,300	408,700	443,100	
	86	303,400	363,700	409,400	443,600	
	87	304,200	365,100	410,200	444,100	
	88	305,000	366,500	411,000	444,600	
	89	305,800	367,700	411,600	445,100	
	90	306,600	368,900	412,300	445,500	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	91	307,400	370,100	413,000	446,000	
	92	308,200	371,400	413,600	446,400	
	93	308,900	372,700	414,200	446,800	
	94	309,700	373,800	414,900	447,300	
	95	310,500	375,100	415,600	447,700	
	96	311,300	376,300	416,400	448,200	
	97	312,100	377,300	417,100	448,600	
	98	312,900	378,300	417,900	449,000	
	99	313,700	379,200	418,700	449,500	
	100	314,500	380,100	419,500	450,000	
	101	315,300	381,000	420,000	450,500	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	102	316,100	382,000	420,600	451,000	
	103	316,900	383,000	421,300	451,500	
	104	317,600	383,900	422,000	452,000	
	105	318,200	384,700	422,800	452,500	
	106	319,000	385,500	423,500	453,000	
	107	319,700	386,400	424,200	453,500	
	108	320,400	387,300	424,900	454,000	
	109	321,200	388,200	425,500	454,500	
	110	321,500	389,100	426,000	455,000	
	111	321,800	390,000	426,500	455,600	
	112	322,100	390,900	427,000	456,200	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	円 322,600	円 391,700	円 427,500	円 456,700	円
	114	322,900	392,500	428,000	457,200	
	115	323,300	393,300	428,500	457,800	
	116	323,700	394,100	429,000	458,400	
	117	324,200	394,900	429,600	458,900	
	118	324,600	395,600	430,000	459,400	
	119	324,900	396,300	430,500	460,000	
	120	325,300	397,000	431,000	460,600	
	121	325,700	397,600	431,600	461,100	
	122	326,100	398,100	432,000		
	123	326,600	398,700	432,500		
	124	327,000	399,300	433,000		
	125	327,300	399,900	433,600		
	126	327,600	400,600	434,100		
	127	327,900	401,200	434,600		
	128	328,200	401,800	435,000		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	129	328,400	402,400	435,600		
	130	328,700	402,900	436,100		
	131	329,000	403,300	436,600		
	132	329,300	403,700	437,100		
	133	329,500	404,200	437,700		
	134	329,700	404,700	438,200		
	135	329,900	405,100	438,700		
	136	330,200	405,600	439,200		
	137	330,400	406,100	439,800		
	138	330,600	406,700			
	139	330,900	407,300			
	140	331,200	407,900			
	141	331,400	408,300			
	142	331,600	408,800			
	143	331,900	409,300			
	144	332,100	409,800			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	145	332,400	410,200			
	146	332,600	410,800			
	147	332,900	411,300			
	148	333,200	411,900			
	149	333,400	412,300			
	150	333,600	412,800			
	151	333,900	413,300			
	152	334,200	413,700			
	153	334,400	414,300			
	154	334,700	414,700			
	155	335,000	415,200			
	156	335,200	415,700			
	157	335,400	416,300			
	158	335,600	416,800			
	159	335,900	417,300			
	160	336,100	417,800			
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	161	336,300	418,400			
	162	336,600	418,800			
	163	336,900	419,300			
	164	337,100	419,800			
	165	337,300	420,400			
	166		420,900			
	167		421,400			
	168		421,900			

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	169	円 422,500		円	円	円
	170	423,000				
	171	423,500				
	172	423,900				
	173	424,500				
	174	425,000				
	175	425,500				
	176	426,000				
	177	426,600				
	178	427,100				
	179	427,600				
	180	428,100				
	181	428,700				
	182	429,100				
	183	429,600				
	184	430,100				
	185	430,700				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円 236,700	円 272,600	円 297,900	円 343,700	円 415,700	

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

医療職員給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	275,800 円	379,700 円	411,900 円	431,700 円	562,300 円
	2	278,000	383,300	414,400	434,000	564,700
	3	280,200	386,900	416,800	436,300	567,000
	4	282,500	390,400	419,200	438,600	569,300
	5	284,800	393,900	421,600	440,900	571,500
	6	287,100	397,400	423,700	443,200	573,700
	7	289,400	400,900	425,800	445,500	575,700
	8	291,700	404,400	427,900	447,800	577,700
	9	293,800	407,900	430,000	450,100	579,700
	10	296,400	411,000	432,000	452,400	581,700
	11	299,000	414,100	434,000	454,600	583,700
	12	301,600	417,100	436,000	456,800	585,500
	13	304,300	419,800	438,000	459,000	587,300
	14	307,100	422,000	440,000	461,200	589,000
	15	310,000	424,100	442,000	463,400	590,700
	16	312,900	426,000	444,000	465,600	592,400
	17	315,900	427,800	446,000	467,800	593,900
	18	318,200	429,600	448,000	470,000	595,400
	19	320,500	431,400	450,000	472,200	596,700
	20	322,800	433,200	452,000	474,400	598,000
	21	325,100	435,000	454,000	476,600	599,200
	22	327,400	436,800	456,000	478,800	600,400
	23	329,700	438,600	458,000	481,000	601,600
	24	332,000	440,400	460,000	483,100	602,700
	25	334,300	442,200	462,000	485,200	603,800
	26	336,600	444,000	464,000	487,300	605,000
	27	338,900	445,800	466,000	489,400	606,100
	28	341,200	447,600	468,000	491,500	607,300
	29	343,500	449,400	470,000	493,600	608,400
	30	345,800	450,900	472,000	495,700	609,500
	31	348,100	452,400	473,900	497,800	610,600
	32	350,400	453,900	475,800	499,900	611,800
	33	352,700	455,400	477,700	502,000	612,900
	34	355,000	456,900	479,600	504,100	614,000
	35	357,300	458,400	481,500	506,200	615,200
	36	359,600	459,900	483,400	508,300	616,300
	37	361,900	461,400	485,200	510,300	617,400
	38	364,200	462,900	487,000	512,300	618,500
	39	366,500	464,400	488,800	514,200	619,600
	40	368,800	465,900	490,600	516,100	620,800
	41	370,900	467,400	492,400	518,000	621,900
	42	373,000	468,900	494,200	519,900	623,000
	43	374,900	470,300	496,000	521,800	624,100
	44	376,800	471,700	497,800	523,600	625,300
	45	378,600	473,000	499,600	525,400	626,400
	46	380,400	474,400	501,400	527,200	627,500
	47	382,200	475,700	503,100	529,000	628,600
	48	383,900	477,000	504,700	530,700	629,700
	49	385,600	478,300	506,200	532,300	630,800
	50	387,200	479,600	507,700	533,700	631,900
	51	388,800	480,900	509,100	535,100	633,000
	52	390,300	482,100	510,500	536,500	634,100
	53	391,800	483,300	511,800	537,800	635,300
	54	393,300	483,800	512,800	538,900	636,400
	55	394,800	484,200	513,700	540,000	637,500
	56	396,200	484,700	514,600	541,000	638,700

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 397,600	円 485,100	円 515,400	円 542,000	円 639,800
	58	398,300		516,200	542,900	
	59	399,000		517,000	543,800	
	60	399,700		517,800	544,700	
	61	400,300		518,600	545,500	
	62	400,800		519,400	546,200	
	63	401,200		520,100	546,900	
	64	401,600		520,800	547,500	
	65	402,000		521,500	548,100	
	66	402,400		522,200	548,700	
	67	402,800		522,900	549,400	
	68	403,200		523,600	550,000	
	69	403,600		524,300	550,600	
	70	404,000		525,000	551,300	
	71	404,400		525,700	552,000	
	72	404,800		526,400	552,600	
定年前再任用短時間勤務職員	73	405,100		527,000	553,200	
	74				553,800	
	75				554,400	
	76				555,000	
	77				555,600	
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 317,000	円 361,200	円 410,600	円 484,000	円 584,100

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2 特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別記第3 行政職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 184,000	円 247,300	円 278,200	円 318,300	円 367,600	円 415,800	円 522,500	円 569,300
	2	185,200	248,900	279,400	320,200	369,400	418,300	529,000	575,700
	3	186,400	250,500	280,600	322,100	371,200	420,700	534,100	581,700
	4	187,600	252,100	281,800	324,000	373,000	423,100	538,300	587,300
	5	188,800	253,700	283,100	325,900	374,800	425,500	542,400	592,400
	6	190,100	255,200	284,500	327,800	376,600	427,800	545,800	596,700
	7	191,400	256,700	286,000	329,700	378,400	430,100	548,400	600,900
	8	192,700	258,200	287,500	331,600	380,100	432,400	550,800	604,900
	9	194,000	259,700	289,000	333,400	381,800	434,700	552,900	608,700
	10	195,300	261,100	290,500	335,200	383,400	436,900		612,200
	11	196,600	262,500	292,100	337,000	384,900	439,200		
	12	197,900	263,900	293,700	338,800	386,400	441,500		
	13	199,200	265,300	295,300	340,600	387,800	443,700		
	14	200,600	266,700	296,900	342,400	389,100	445,800		
	15	202,000	268,000	298,500	344,200	390,400	447,900		
	16	203,500	269,300	300,100	346,000	391,600	449,900		
	17	205,000	270,600	301,700	347,800	392,700	451,900		
	18	206,500	271,900	303,300	349,600	393,800	453,800		
	19	208,100	273,200	304,700	351,400	394,900	455,600		
	20	209,700	274,500	306,100	353,200	396,000	457,300		
	21	211,300	275,800	307,500	355,000	397,100	458,900		
	22	213,500	277,100	308,900	356,800	398,200	460,500		
	23	215,700	278,400	310,300	358,600	399,300	462,000		
	24	218,100	279,700	311,700	360,400	400,300	463,400		
	25	220,700	281,000	313,100	362,200	401,200	464,700		
	26	223,300	282,300	314,500	364,000	402,100	465,900		
	27	225,900	283,600	315,900	365,800	403,000	467,000		
	28	228,500	284,900	317,300	367,500	403,800	468,000		
	29	230,900	286,200	318,700	369,200	404,600	468,900		
	30	232,900	287,500	320,400	370,800	405,300	469,700		
	31	234,800	288,800	322,100	372,400	405,900	470,600		
	32	236,500	290,100	323,900	374,000	406,500	471,400		
	33	238,000	291,400	325,700	375,600	407,100	472,100		
	34	239,300	292,700	327,500	377,100	407,600	472,800		
	35	240,600	294,000	329,300	378,600	408,100	473,500		
	36	241,900	295,300	331,100	380,000	408,700	474,200		
	37	243,100	296,600	332,900	381,200	409,300	474,800		
	38	244,300	297,900	334,700	382,400	409,800	475,400		
	39	245,500	299,200	336,500	383,600	410,300	476,100		
	40	246,700	300,500	338,300	384,800	410,700	476,800		
	41	247,900	301,800	340,100	386,000	411,200	477,500		
	42	249,100	303,100	341,900	387,200	411,600	478,100		
	43	250,300	304,400	343,700	388,300	412,000	478,800		
	44	251,500	305,700	345,500	389,400	412,400	479,500		
	45	252,700	307,000	347,300	390,400	412,800	480,100		
	46	253,900	308,300	349,100	391,300	413,100	480,700		
	47	255,100	309,600	350,900	392,200	413,500	481,400		
	48	256,300	310,900	352,700	392,900	413,800	482,100		
	49	257,500	312,200	354,400	393,600	414,100	482,700		
	50	258,700	313,500	356,200	394,300	414,500	483,400		
	51	259,900	314,800	357,900	395,000	414,800	484,100		
	52	261,100	316,100	359,600	395,600	415,100	484,700		
	53	262,300	317,400	361,200	396,200	415,400	485,300		
	54	263,500	318,700	362,700	396,800	415,700	486,000		
	55	264,700	320,000	364,100	397,300	416,100	486,700		
	56	265,900	321,300	365,500	397,700	416,400	487,300		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 267,100	円 322,600	円 366,800	円 398,000	円 416,700	円 487,900	円	円
	58	268,300	323,900	368,100	398,400	417,100	488,500		
	59	269,500	325,200	369,400	398,700	417,400	489,200		
	60	270,700	326,500	370,600	399,000	417,700	489,900		
	61	271,900	327,700	371,700	399,300	418,000	490,500		
	62	273,100	328,900	372,700	399,600	418,300	491,200		
	63	274,300	330,100	373,600	399,900	418,700	491,900		
	64	275,500	331,300	374,500	400,200	419,000	492,500		
	65	276,700	332,500	375,400	400,500	419,400	493,100		
	66	277,900	333,700	376,200	400,800	419,900	493,800		
	67	279,100	334,900	376,900	401,100	420,300	494,500		
	68	280,300	336,100	377,500	401,400	420,700	495,200		
	69	281,500	337,200	378,100	401,700	421,100	495,800		
	70	282,700	338,300	378,800	402,000	421,600	496,500		
	71	283,900	339,400	379,400	402,300	422,000	497,200		
	72	285,100	340,400	380,000	402,600	422,400	497,800		
	73	286,300	341,400	380,500	402,900	422,800	498,400		
	74	287,500	342,400	380,900	403,200	423,300	499,100		
	75	288,700	343,400	381,300	403,500	423,700	499,800		
	76	289,900	344,400	381,700	403,800	424,100	500,400		
	77	291,100	345,400	382,100	404,100	424,500			
	78	292,300	346,300	382,500	404,400	424,900			
	79	293,500	347,200	382,900	404,700	425,400			
	80	294,700	348,000	383,200	405,000	425,800			
	81	295,900	348,700	383,600	405,300	426,200			
	82	297,100	349,400	384,000	405,600	426,600			
	83	298,300	350,100	384,400	405,900	427,100			
	84	299,300	350,700	384,800	406,200	427,500			
	85	300,100	351,300	385,100	406,500	427,900			
	86	300,900	351,900	385,500	406,900	428,400			
	87	301,500	352,500	385,800	407,200	428,900			
	88	302,100	353,100	386,200	407,500	429,300			
	89	302,500	353,600	386,500	407,800	429,700			
	90	303,000	354,100	386,900	408,100	430,100			
	91	303,400	354,600	387,200	408,500	430,600			
	92	303,900	355,100	387,600	408,800	431,000			
	93	304,200	355,700	387,900	409,100	431,400			
	94	304,600	356,200	388,300	409,500	431,900			
	95	304,900	356,600	388,700	409,800	432,300			
	96	305,300	357,100	389,000	410,100	432,700			
	97	305,700	357,600	389,300	410,400	433,100			
	98	306,100	358,100	389,700	410,700	433,600			
	99	306,500	358,600	390,100	411,000	434,100			
	100	306,800	359,100	390,400	411,400	434,500			
	101	307,100	359,500	390,800	411,800	434,900			
	102	307,400	359,800	391,200	412,300	435,300			
	103	307,700	360,100	391,600	412,700	435,700			
	104	308,000	360,400	391,900	413,100	436,100			
	105	308,400	360,700	392,300	413,400	436,500			
	106			392,700	413,800				
	107			393,100	414,300				
	108			393,400	414,700				
	109			393,800	415,100				
	110			394,200	415,500				
	111			394,500	416,000				
	112			394,900	416,400				

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	円	円	円	395,200	416,700	円	円	円
	114				395,600	417,100			
	115				396,000	417,600			
	116				396,300	418,000			
	117				396,700	418,400			
	118				397,100	418,900			
	119				397,400	419,400			
	120				397,700	419,800			
	121				398,000	420,200			
	122					420,700			
	123					421,100			
	124					421,500			
	125					421,900			
	126					422,400			
	127					422,900			
	128					423,300			
	129					423,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	333,100	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

消防職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,300	239,500	261,800	318,300	367,600	415,800	522,500
	2	222,800	241,200	263,100	320,200	369,400	418,300	529,000
	3	224,300	242,800	264,300	322,100	371,200	420,700	534,100
	4	225,800	244,300	265,400	324,000	373,000	423,100	538,300
	5	227,300	245,800	266,500	325,900	374,800	425,500	542,400
	6	228,700	247,300	267,600	327,800	376,600	427,800	545,800
	7	230,100	248,700	268,800	329,700	378,400	430,100	548,400
	8	231,500	250,000	270,000	331,600	380,100	432,400	550,800
	9	232,900	251,300	271,300	333,400	381,800	434,700	552,900
	10	234,300	252,600	272,500	335,200	383,400	436,900	
	11	235,700	253,900	273,800	337,000	384,900	439,200	
	12	237,100	255,200	275,100	338,800	386,400	441,500	
	13	238,500	256,500	276,300	340,600	387,800	443,700	
	14	239,900	257,800	277,500	342,400	389,100	445,800	
	15	241,300	259,100	278,700	344,200	390,400	447,900	
	16	242,700	260,400	280,100	346,000	391,600	449,900	
	17	244,100	261,700	281,600	347,800	392,700	451,900	
	18	245,300	263,000	283,100	349,600	393,800	453,800	
	19	246,500	264,300	284,500	351,400	394,900	455,600	
	20	247,700	265,600	286,000	353,200	396,000	457,300	
	21	248,900	266,900	287,500	355,000	397,100	458,900	
	22	250,100	268,200	289,000	356,800	398,200	460,500	
	23	251,300	269,500	290,500	358,600	399,300	462,000	
	24	252,500	270,700	292,100	360,400	400,300	463,400	
	25	253,700	272,000	293,700	362,200	401,200	464,700	
	26	254,900	273,200	295,300	364,000	402,100	465,900	
	27	256,100	274,500	296,900	365,800	403,000	467,000	
	28	257,300	275,700	298,500	367,500	403,800	468,000	
	29	258,500	277,000	300,100	369,200	404,600	468,900	
	30	259,700	278,200	301,700	370,800	405,300	469,700	
	31	260,900	279,500	303,300	372,400	405,900	470,600	
	32	262,100	280,700	304,800	374,000	406,500	471,400	
	33	263,300	282,000	306,200	375,600	407,100	472,100	
	34	264,500	283,200	307,400	377,100	407,600	472,800	
	35	265,700	284,500	308,500	378,600	408,100	473,500	
	36	266,900	285,700	309,400	380,000	408,700	474,200	
	37	268,100	287,000	311,100	381,200	409,300	474,800	
	38	269,300	288,200	312,800	382,400	409,800	475,400	
	39	270,500	289,500	314,500	383,600	410,300	476,100	
	40	271,700	290,700	315,900	384,800	410,700	476,800	
	41	272,900	292,000	317,300	386,000	411,200	477,500	
	42	274,100	293,400	318,700	387,200	411,600	478,100	
	43	275,300	294,700	320,400	388,300	412,000	478,800	
	44	276,500	295,900	322,100	389,400	412,400	479,500	
	45	277,700	297,200	323,900	390,400	412,800	480,100	
	46	278,900	298,400	325,700	391,300	413,100	480,700	
	47	280,100	299,700	327,500	392,200	413,500	481,400	
	48	281,300	300,900	329,300	392,900	413,800	482,100	
	49	282,500	302,200	331,100	393,600	414,100	482,700	
	50	283,700	303,600	332,900	394,300	414,500	483,400	
	51	284,900	305,000	334,700	395,000	414,800	484,100	
	52	286,100	306,400	336,500	395,600	415,100	484,700	
	53	287,300	307,800	338,300	396,200	415,400	485,300	
	54	288,500	309,300	340,100	396,800	415,700	486,000	
	55	289,700	310,800	341,900	397,300	416,100	486,700	
	56	290,900	312,300	343,700	397,700	416,400	487,300	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	円 292,100	円 313,800	円 345,500	円 398,000	円 416,700	円 487,900	円
	58	293,300	315,300	347,300	398,400	417,100	488,500	
	59	294,500	316,800	349,100	398,700	417,400	489,200	
	60	295,700	318,300	350,900	399,000	417,700	489,900	
	61	296,900	319,800	352,700	399,300	418,000	490,500	
	62	297,900	321,500	354,400	399,600	418,300	491,200	
	63	298,900	323,200	356,200	399,900	418,700	491,900	
	64	299,900	324,900	357,900	400,200	419,000	492,500	
	65	300,900	326,600	359,600	400,500	419,400	493,100	
	66	301,800	328,300	361,200	400,800	419,900	493,800	
	67	302,700	330,000	362,700	401,100	420,300	494,500	
	68	303,600	331,700	364,100	401,400	420,700	495,200	
	69	304,500	333,400	365,500	401,700	421,100	495,800	
	70	305,200	335,000	366,800	402,000	421,600	496,500	
	71	305,900	336,600	368,100	402,300	422,000	497,200	
	72	306,600	338,200	369,400	402,600	422,400	497,800	
	73	307,300	339,800	370,600	402,900	422,800	498,400	
	74	307,700	341,400	371,700	403,200	423,300	499,100	
	75	308,100	343,000	372,700	403,500	423,700	499,800	
	76	308,500	344,600	373,600	403,800	424,100	500,400	
	77	308,900	346,200	374,500	404,100	424,500		
	78	309,300	347,600	375,500	404,400	424,900		
	79	309,700	349,000	376,500	404,700	425,400		
	80	310,100	350,400	377,000	405,000	425,800		
	81	310,500	351,800	377,500	405,300	426,200		
	82	310,900	353,000	378,100	405,600	426,600		
	83	311,300	354,200	378,800	405,900	427,100		
	84	311,600	355,400	379,400	406,200	427,500		
	85	311,900	356,600	380,000	406,500	427,900		
	86	312,200	357,800	380,500	406,900	428,400		
	87	312,500	358,700	380,900	407,200	428,900		
	88	312,800	359,600	381,300	407,500	429,300		
	89	313,100	360,500	381,700	407,800	429,700		
	90	313,400	361,300	382,100	408,100	430,100		
	91	313,700	362,100	382,500	408,500	430,600		
	92	314,000	362,900	382,900	408,800	431,000		
	93	314,300	363,600	383,200	409,100	431,400		
	94	314,600	364,300	383,600	409,500	431,900		
	95	314,900	365,000	384,000	409,800	432,300		
	96	315,200	365,700	384,400	410,100	432,700		
	97	315,500	366,300	384,800	410,400	433,100		
	98	315,800	366,900	385,100	410,700	433,600		
	99	316,100	367,500	385,500	411,000	434,100		
	100	316,400	368,100	385,800	411,400	434,500		
	101	316,700	368,700	386,200	411,800	434,900		
	102	317,000	369,300	386,500	412,300	435,300		
	103	317,300	369,900	386,900	412,700	435,700		
	104	317,600	370,500	387,200	413,100	436,100		
	105		371,100	387,600	413,400	436,500		
	106		371,700	387,900	413,800			
	107		372,200	388,300	414,300			
	108		372,700	388,700	414,700			
	109		373,200	389,000	415,100			
	110		373,700	389,300	415,500			
	111		374,200	389,700	416,000			
	112		374,700	390,100	416,400			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	113	円	円	円	円	円	円	円
	114		375,200	390,400	416,700			
	115		375,700	390,800	417,100			
	116		376,200	391,200	417,600			
	117		376,700	391,600	418,000			
	118			391,900	418,400			
	119			392,300	418,900			
	120			392,700	419,400			
	121			393,100	419,800			
	122			393,400	420,200			
	123			393,800	420,700			
	124			394,200	421,100			
	125			394,500	421,500			
	126			394,900	421,900			
	127			395,200	422,400			
	128			395,600	422,900			
	129			396,000	423,300			
	130			396,300	423,700			
	131			396,700				
	132			397,100				
	133			397,400				
	134							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	333,100	374,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	238,400	285,800	314,300	349,100	425,600	

備考 この表は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

医療職員給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 315,900	円 379,700	円 442,000	円 533,700	円 569,300
	2	318,200	383,300	444,000	538,900	575,700
	3	320,500	386,900	446,000	542,900	581,700
	4	322,800	390,400	448,000	546,300	587,300
	5	325,100	393,900	450,000	548,800	592,400
	6	327,400	397,400	452,000	551,300	596,700
	7	329,700	400,900	454,000	553,800	600,900
	8	332,000	404,400	456,000	555,600	604,900
	9	334,300	407,900	458,000		608,700
	10	336,600	411,000	460,000		612,200
	11	338,900	414,100	462,000		
	12	341,200	417,100	464,000		
	13	343,500	419,800	466,000		
	14	345,800	422,000	468,000		
	15	348,100	424,100	470,000		
	16	350,400	426,000	472,000		
	17	352,700	427,800	473,900		
	18	355,000	429,600	475,800		
	19	357,300	431,400	477,700		
	20	359,600	433,200	479,600		
	21	361,900	435,000	481,500		
	22	364,200	436,800	483,400		
	23	366,500	438,600	485,200		
	24	368,800	440,400	487,000		
	25	370,900	442,200	488,800		
	26	373,000	444,000	490,600		
	27	374,900	445,800	492,400		
	28	376,800	447,600	494,200		
	29	378,600	449,400	496,000		
	30	380,400	450,900	497,800		
	31	382,200	452,400	499,600		
	32	383,900	453,900	501,400		
	33	385,600	455,400	503,100		
	34	387,200	456,900	504,700		
	35	388,800	458,400	506,200		
	36	390,300	459,900	507,700		
	37	391,800	461,400	509,100		
	38	393,300	462,900	510,500		
	39	394,800	464,400	511,800		
	40	396,200	465,900	512,800		
	41	397,600	467,400	513,700		
	42	398,300	468,900	514,600		
	43	399,000	470,300	515,400		
	44	399,700	471,700	516,200		
	45	400,300	473,000	517,000		
	46	400,800	474,400	517,800		
	47	401,200	475,700	518,600		
	48	401,600	477,000	519,400		
	49	402,000	478,300	520,100		
	50	402,400	479,600	520,800		
	51	402,800	480,900	521,500		
	52	403,200	482,100	522,200		
	53	403,600	483,300	522,900		
	54	404,000	483,800	523,600		
	55	404,400	484,200	524,300		
	56	404,800	484,700	525,000		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
務用定の職短年職員時前員以間再外勤任	57	円 405,100	円 485,100	円 525,700 526,400 527,000	円	円
	58					
	59					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 317,000	基準給料月額 円 361,200	基準給料月額 円 412,800	基準給料月額 円 488,500	基準給料月額 円 590,500

備考 この表は、医師及び歯科医師で、人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第4 行政職員給料表の適用を受ける職員の切替表

旧号給	新号給						
	1級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	2
6	1	1	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	1	1	2
8	1	1	1	1	1	1	3
9	1	1	1	1	1	1	3
10	2	1	1	1	1	1	3
11	3	1	1	1	1	1	4
12	4	1	1	1	1	1	4
13	5	1	1	1	1	1	4
14	6	2	2	1	1	1	5
15	7	3	2	1	1	1	5
16	8	4	2	1	1	1	5
17	9	5	3	1	1	1	6
18	10	6	3	1	1	1	6
19	11	7	3	1	1	1	6
20	12	8	3	1	1	1	7
21	13	9	4	1	1	1	7
22	14	10	4	1	1	1	7
23	15	11	4	1	1	1	8
24	16	12	4	1	1	1	8
25	17	13	5	1	1	1	8
26	18	14	6	1	1	1	9
27	19	15	7	1	1	2	9
28	20	16	8	1	1	2	9
29	21	17	9	1	1	2	9
30	22	18	10	1	2	2	10
31	23	19	11	1	3	2	10
32	24	20	12	1	4	2	10
33	25	21	13	1	5	2	10
34	26	22	14	1	6	2	10
35	27	23	15	1	7	3	10
36	28	24	16	1	8	3	10
37	29	25	17	1	9	3	10
38	30	26	18	2	10	3	10
39	31	27	19	3	11	3	10
40	32	28	20	4	12	3	10
41	33	29	21	5	13	4	10
42	34	30	22	6	14	4	10
43	35	31	23	7	15	4	10
44	36	32	24	8	16	4	10
45	37	33	25	9	17	4	10
46	38	34	26	10	18	5	10
47	39	35	27	11	19	5	10
48	40	36	28	12	20	5	10
49	41	37	29	13	21	5	10
50	42	38	30	14	22	5	10
51	43	39	31	15	23	6	10
52	44	40	32	16	24	6	10
53	45	41	33	17	25	6	10
54	46	42	34	18	26	6	10
55	47	43	35	19	27	7	10
56	48	44	36	20	28	7	10

旧号給	新号給						
	1級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
57	49	45	37	21	29	7	10
58	50	46	38	22	30	8	
59	51	47	39	23	31	8	
60	52	48	40	24	32	8	
61	53	49	41	25	33	9	
62	54	50	42	26	34		
63	55	51	43	27	35		
64	56	52	44	28	36		
65	57	53	45	29	37		
66	58	54	46	30	38		
67	59	55	47	31	39		
68	60	56	48	32	40		
69	61	57	49	33	41		
70	62	58	50	34	42		
71	63	59	51	35	43		
72	64	60	52	36	44		
73	65	61	53	37	45		
74	66	62	54	38	46		
75	67	63	55	39	47		
76	68	64	56	40	48		
77	69	65	57	41	49		
78	70	66	58	42	50		
79	71	67	59	43	51		
80	72	68	60	44	52		
81	73	69	61	45	53		
82	74	70	62	46	54		
83	75	71	63	47	55		
84	76	72	64	48	56		
85	77	73	65	49	57		
86	78	74	66	50	58		
87	79	75	67	51	59		
88	80	76	68	52	60		
89	81	77	69	53	61		
90	82	78	70	54	62		
91	83	79	71	55	63		
92	84	80	72	56	64		
93	85	81	73	57	65		
94	86	82	74	58	66		
95	87	83	75	59	67		
96	88	84	76	60	68		
97	89	85	77	61	69		
98	90	86	78	62	70		
99	91	87	79	63	71		
100	92	88	80	64	72		
101	93	89	81	65	73		
102	94	90	82	66	74		
103	95	91	83	67	75		
104	96	92	84	68	76		
105	97	93	85	69	76		
106	98	94	86	70	76		
107	99	95	87	71	76		
108	100	96	88	72	76		
109	101	97	89	73	76		
110	102	98	90	74	76		
111	103	99	91	75	76		
112	104	100	92	76	76		

旧号給	新号給						
	1級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
113	105	101	93	77	76		
114		102	94	78	76		
115		103	95	79	76		
116		104	96	80	76		
117		105	97	81	76		
118		106	98	82	76		
119		107	99	83	76		
120		108	100	84	76		
121		109	101	85	76		
122		110	102	86			
123		111	103	87			
124		112	104	88			
125		113	105	89			
126		114	106	90			
127		115	107	91			
128		116	108	92			
129		117	109	93			
130		118	110	94			
131		119	111	95			
132		120	112	96			
133		121	113	97			
134			114	98			
135			115	99			
136			116	100			
137			117	101			
138			118	102			
139			119	103			
140			120	104			
141			121	105			
142			122				
143			123				
144			124				
145			125				
146			126				
147			127				
148			128				
149			129				

備考 この表に示す職務の級以外の級については、切替を行わない。

消防職員給料表の適用を受ける職員の切替表

旧号給	新号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1	1
5	1	5	2	1	1	1	1
6	1	6	3	1	1	1	1
7	1	7	4	1	1	1	1
8	1	8	5	1	1	1	1
9	1	9	6	1	1	1	1
10	1	10	7	1	1	1	1
11	2	11	8	1	1	1	1
12	3	12	9	1	1	1	1
13	4	13	10	1	1	1	1
14	5	14	11	2	1	1	1
15	6	15	12	2	1	1	1
16	7	16	13	2	1	1	1
17	8	17	14	3	1	1	1
18	9	18	15	3	1	1	1
19	10	19	16	3	1	1	1
20	11	20	17	3	1	1	1
21	12	21	18	4	1	1	1
22	13	22	19	4	1	1	1
23	14	23	20	4	1	1	1
24	15	24	21	4	1	1	1
25	16	25	22	5	1	1	1
26	17	26	23	6	1	1	1
27	18	27	24	7	1	1	2
28	19	28	25	8	1	1	2
29	20	29	26	9	1	1	2
30	21	30	27	10	1	2	2
31	22	31	28	11	1	3	2
32	23	32	29	12	1	4	2
33	24	33	30	13	1	5	2
34	25	34	31	14	1	6	2
35	26	35	32	15	1	7	3
36	27	36	33	16	1	8	3
37	28	37	34	17	1	9	3
38	29	38	35	18	2	10	3
39	30	39	36	19	3	11	3
40	31	40	37	20	4	12	3
41	32	41	38	21	5	13	4
42	33	42	39	22	6	14	4
43	34	43	40	23	7	15	4
44	35	44	41	24	8	16	4
45	36	45	42	25	9	17	4
46	37	46	43	26	10	18	5
47	38	47	44	27	11	19	5
48	39	48	45	28	12	20	5
49	40	49	46	29	13	21	5
50	41	50	47	30	14	22	5
51	42	51	48	31	15	23	6
52	43	52	49	32	16	24	6
53	44	53	50	33	17	25	6
54	45	54	51	34	18	26	6
55	46	55	52	35	19	27	7
56	47	56	53	36	20	28	7

旧号給	新号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
57	48	57	54	37	21	29	7
58	49	58	55	38	22	30	8
59	50	59	56	39	23	31	8
60	51	60	57	40	24	32	8
61	52	61	58	41	25	33	9
62	53	62	59	42	26	34	
63	54	63	60	43	27	35	
64	55	64	61	44	28	36	
65	56	65	62	45	29	37	
66	57	66	63	46	30	38	
67	58	67	64	47	31	39	
68	59	68	65	48	32	40	
69	60	69	66	49	33	41	
70	61	70	67	50	34	42	
71	62	71	68	51	35	43	
72	63	72	69	52	36	44	
73	64	73	70	53	37	45	
74	65	74	71	54	38	46	
75	66	75	72	55	39	47	
76	67	76	73	56	40	48	
77	68	77	74	57	41	49	
78	69	78	75	58	42	50	
79	70	79	76	59	43	51	
80	71	80	77	60	44	52	
81	72	81	78	61	45	53	
82	73	82	79	62	46	54	
83	74	83	80	63	47	55	
84	75	84	81	64	48	56	
85	76	85	82	65	49	57	
86	77	86	83	66	50	58	
87	78	87	84	67	51	59	
88	79	88	85	68	52	60	
89	80	89	86	69	53	61	
90	81	90	87	70	54	62	
91	82	91	88	71	55	63	
92	83	92	89	72	56	64	
93	84	93	90	73	57	65	
94	85	94	91	74	58	66	
95	86	95	92	75	59	67	
96	87	96	93	76	60	68	
97	88	97	94	77	61	69	
98	89	98	95	78	62	70	
99	90	99	96	79	63	71	
100	91	100	97	80	64	72	
101	92	101	98	81	65	73	
102	93	102	99	82	66	74	
103	94	103	100	83	67	75	
104	95	104	101	84	68	76	
105	96	105	102	85	69	76	
106	97	106	103	86	70	76	
107	98	107	104	87	71	76	
108	99	108	105	88	72	76	
109	100	109	106	89	73	76	
110	101	110	107	90	74	76	
111	102	111	108	91	75	76	
112	103	112	109	92	76	76	

旧号給	新号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
113	104	113	110	93	77	76	
114		114	111	94	78	76	
115		115	112	95	79	76	
116		116	113	96	80	76	
117		116	114	97	81	76	
118			115	98	82	76	
119			116	99	83	76	
120			117	100	84	76	
121			118	101	85	76	
122			119	102	86		
123			120	103	87		
124			121	104	88		
125			122	105	89		
126			123	106	90		
127			124	107	91		
128			125	108	92		
129			126	109	93		
130			127	110	94		
131			128	111	95		
132			129	112	96		
133			130	113	97		
134			131	114	98		
135			132	115	99		
136			133	116	100		
137			134	117	101		
138				118	102		
139				119	103		
140				120	104		
141				121	105		
142				122			
143				123			
144				124			
145				125			
146				126			
147				127			
148				128			
149				129			

医療職員給料表の適用を受ける職員の切替表

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	2
6	1	1	1	2
7	1	1	1	2
8	1	1	1	3
9	1	1	1	3
10	1	1	1	3
11	1	1	1	4
12	1	1	1	4
13	1	1	1	4
14	1	1	1	5
15	1	1	1	5
16	1	2	1	5
17	1	3	1	6
18	2	4	1	6
19	3	5	1	6
20	4	6	1	7
21	5	7	1	7
22	6	8	1	7
23	7	9	1	8
24	8	10	1	8
25	9	11	1	8
26	10	12	1	9
27	11	13	1	9
28	12	14	1	9
29	13	15	1	9
30	14	16	1	10
31	15	17	1	10
32	16	18	1	10
33	17	19	1	10
34	18	20	1	10
35	19	21	1	10
36	20	22	1	10
37	21	23	1	10
38	22	24	1	10
39	23	25	1	10
40	24	26	1	10
41	25	27	1	10
42	26	28	1	10
43	27	29	1	10
44	28	30	1	10
45	29	31	1	10
46	30	32	1	10
47	31	33	1	10
48	32	34	1	10
49	33	35	1	10
50	34	36	1	10
51	35	37	2	10
52	36	38	2	10
53	37	39	2	10
54	38	40	2	10
55	39	41	3	10
56	40	42	3	10

旧号給	新号給			
	1級	3級	4級	5級
57	41	43	3	10
58	42	44	3	
59	43	45	4	
60	44	46	4	
61	45	47	4	
62	46	48	4	
63	47	49	5	
64	48	50	5	
65	49	51	5	
66	50	52	5	
67	51	53	6	
68	52	54	6	
69	53	55	6	
70	54	56	6	
71	55	57	7	
72	56	58	7	
73	57	59	7	
74			7	
75			8	
76			8	
77			8	

備考 この表に示す職務の級以外の級については、切替を行わない。

人事給与制度等に関する報告（意見）

本市の人口は、社会増の影響などにより、令和6年中は増加に転じた。しかしながら、今後生産年齢人口の減少や少子高齢化の更なる進展が見込まれることは確実であり、持続可能な行政運営のためには、将来にわたり能率的で活力ある組織を維持することが必要である。有為な人材を惹きつけ、全ての職員が能力を存分に発揮できる組織であることを目指し、情勢に適応した組織改革を絶えず進めることが必要である。

具体的には以下に述べる人材育成や、柔軟な働き方及び仕事と生活の両立等の観点に立ち、多様な職員が活躍できる働きやすい環境を整え、やりがいを感じ、働き続けたいと思える魅力的な環境を創出することで、人材の確保につながるといった良い循環を生み出していただきたい。

以下、「人材の確保及び育成」、「柔軟な働き方及び仕事と生活の両立」、「多様な人材の活躍」及び「健康経営とハラスメントの防止」の4つの観点について、本委員会が考える取組の方向性を報告する。

1 人材の確保及び育成

人材の確保及び育成は、組織のサステナビリティ（持続性）に欠かせないものであるが、今後の人材確保環境は厳しいものになると考えざるを得ない。採用活動の強化を行うとともに、職員のエンゲージメント向上に取り組むことが必要である。

(1) 人材の確保

生産年齢人口の減少により、引き続き人材獲得競争は全国的に激しさを増している。とりわけ、激甚化する自然災害への対応も踏まえた、インフラの保全や更新、自治体DXの推進に対応するため技術職員やデジタル人材の必要性が高まっている。複雑化・多様化する全国的な行政需要の増加

に伴い、国や他の地方公共団体において、人材確保のための採用活動の早期化や受験機会の拡大が図られている状況である。

本市職員採用試験においても、技術系区分をはじめ、全体として受験者数が減少しており、人材の確保は大変厳しい状況にある。本委員会としても、令和7年度実施試験から、一部職種について大学等推薦枠を設け、大学3年生からの受験を可能としたほか、高校卒程度や免許資格職などの採用試験において、本市を志望する者にとって受験しやすいものとなるよう試験科目の見直しを図った。

さらに、令和7年3月、本市は、横浜市役所で働くことの魅力や、チャレンジできる環境、成長機会が多くあることを学生などの求職者や本市職員へ伝えるための体系的な本市の取組¹を公表し、PRを強化している。

また、本市では幅広い年齢層に応じた採用試験を多く実施しており、民間企業経験を有する優秀な人材が公務においても活躍している。拡大する転職市場において、より多くの社会人に本市を選んでもらうため、採用時の初任給を決定する際の経験年数算定における公務と民間の差の見直しを検討する必要がある。

今後の行政運営のためには、人材を資本と捉え、投資をしていく考え方が重要であり、採用の拡大だけではなく、離職防止の観点においても丁寧に対策を講じる必要がある。

本市においては、定年による退職以外では、20歳台から30歳台までの職員の転職による退職が最も多く、高止まりの傾向にあり、労働市場の競争激化の影響を受けていると見られる。また、転職以外の退職の要因としては、自身の心身の健康によるものや、家庭の事情によるものが挙げられる。

離職者の多くは、採用から4～10年目の今後の本市を担うことが期待される層であり、これらの職員にとって働きがいのある職場を目指し、エンゲージメントの向上に取り組むことが、採用した職員の定着に必要である。

¹ 「横浜市人材成長戦略2025」

加えて、ライフィベント等に伴うやむを得ない理由で退職した職員や、公務以外へのチャレンジ等を経て新たな知見や経験を得た職員の再度の採用（アルムナイ採用）試験を行う地方公共団体が増えてきており、本市においても実現に向けて取り組まれたい。

(2) 人材の育成・人事評価

多様化する価値観、限られた人的資本の中で、変化する時代の要請に応えていくためには、組織改革を担える能力のある職員が昇任し、または昇任意欲を高めることができるよう、処遇の見直しや人材育成など多面的な投資が求められる。

次世代を担う職員の育成には、各職場で職員の人材育成を担う責任職が重要な役割を担っている。意欲・能力がある職員が着実に昇任していくためには、職員の昇任意欲を高めていく必要があり、そのためには、エンゲージメントの向上や個々の職員の本市におけるキャリア観の形成を図っていくことが重要である。

このためには、キャリアにおける自己実現、仕事と家庭の両立といった Well-being を体現するマネジメント層のイメージを再構築していくことが重要である。本市では、技術研修や若年層の女性職員等を対象としたキャリアアップに向けた研修において幹部職員の講演・懇談の機会を設けていくが、更に多くの職員に対し、魅力的なマネジメント層を知り、公務を通じた自己実現のヒントを得る機会を提供できることが望ましい。

また、その際には、多様なロールモデルを提示し、多様な価値観や人生設計に基づいたキャリア形成ができるとを若年層に示されたい。

横浜市職員行動基準に表現される「自ら考え行動する職員」を育成するためには、人事評価制度を通じた体系的な人材育成と併せて、職員の自律的なキャリア形成に向けた成長環境を整えていくことが重要である。本市においては職員が成長し、チャレンジができるよう、民間企業等への派遣による研修や庁内副業（i-share）制度を運用し、勤務時間において多様な経験を積むことができる環境を整備して、人材育成に活用している。引き続き、庁内制度の利用をより促進するとともに、社会情勢、国や他の地方公共団体の動向を注視し、新たな取組を行うことにも期待している。

人事評価は、個々の職員の業務遂行や能力等の状況を人材育成に反映するための重要な仕組みであるとともに、一人ひとりの職員の職場における役割意識や、モチベーションに多くの影響を及ぼす指標である。

本市では令和7年4月より、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出し、それぞれの役割を全うするため人事評価制度及び昇任制度の見直し²が行われた。また、係長昇任試験においても日頃の仕事ぶりが反映されるよう、人事評価が活用されることとなった。

本年の見直しの趣旨や、これらの制度が職員に及ぼす影響を評価者がしっかりと意識し、公平性・納得性のある評価となるよう、評価者訓練を強化されたい。

評価に当たっては、アンコンシャス・バイアスに基づく影響を排除し、事実に基づいて公正に判断することが求められる。また、二次考課者においては、一次考課者とは別に評価する趣旨を踏まえ、先行する一次考課者の評価に先入観を持つことなく、評価を行わせたい。

昨年人事院が勧告をした給与制度のアップデートでは、マネジメント層において、より職責を重視した俸給体系となるよう見直しが実施された。

本委員会においても今回、部長・局長に相当する職務級については、号給の大くりり化を行うなど、より職責を重視した給与体系への移行に向けた見直しなどを勧告しており、今後、任命権者においても取組を進められたい。

2 柔軟な働き方及び仕事と生活の両立

働き方の選択肢を増やすことは、より多くの職員が能力を発揮し、一人ひとりの職員の価値観に基づいたWell-beingを実現することにつながる。

(1) 柔軟な働き方の推進

令和6年度は、人事院勧告において「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」がなされたことを契機として、近隣の

² 標準的評価であったB評価について細分化が行われ、さらに職員II及び職員IIIへの昇任に当たっては、効果測定やリスクリングにつながる研修の受講が組み込まれた。

政令指定都市や特別区などの相当数の本市周辺の地方公共団体において、子の小学校就学前までを取得期間とする部分休業制度の更なる上乗せの措置として、育児支援制度の更なる充実を図る動きがみられた。

具体的には、子の小学校就学前までを取得期間とする部分休業制度に加え、育児のための時間単位の無給休暇、いわゆる「子育て部分休暇」の導入・拡充が進められており、柔軟な働き方の選択肢を広げる施策として注目されている。

本市においても、仕事と介護・子育ての両立を強化するため、育児休業や部分休業制度の周知・利用促進、勤務時間の柔軟化、育児・介護に関する相談体制の整備など職員の意向をより丁寧に把握しながら、制度の充実に取り組んできたところである。

近年、ひとり親家庭における養育や、不登校等就学後に顕在化する子育て世帯の多様な課題について、社会全体としての理解と共通認識が徐々に浸透しつつあり、周辺地方公共団体の状況も踏まえ、本市においても、取組を一步進め、制度を拡充するよう検討されたい。

加えて、令和7年度の人事院による「公務員人事管理に関する報告」においても言及されているところであるが、育児や介護などの事情以外についても、健康経営やリスクリミングといった観点から職員を支援するため、例えば、各種部分休業や無給の休暇など、柔軟な働き方の後押しになると考えられる制度についても、引き続き研究されたい。

(2) 両立支援制度のフォロー側への配慮

柔軟な働き方の推進が、個々の職場の運営に影響することも踏まえ、制度の利用推進と並行して、年度途中の時期に欠員が生じた部署に柔軟に人員を配置することや、情報共有を始めとしたマネジメントの強化に取り組んでいただきたい。

あわせて、両立支援制度を利用する職員だけでなく、それらをフォローする側の職員の負担感に報いる方法についても検討が進められることを期待したい。

3 多様な人材の活躍

多様な人材の活躍は、担い手を広げ、組織を活力化するのみでなく、多様な経験からの視点・価値観を活かした業務改善による公務の質の向上や組織改革にもつながる。

(1) 女性職員の活躍推進

本市のWeプラン³では、令和8年4月1日時点で、課長級以上に占める女性の割合を30%以上とすることを目標にして、取組を進めている。しかし、令和7年4月1日時点で、課長級以上に占める女性割合が21.0%であり、近年の増加率は年1%に満たない状況が続いていることから、令和8年4月1日時点での目標達成は見込めない状況であると言える。

本市の女性職員の係長昇任試験受験率は、男性職員に比べて低い水準となっている。女性活躍はもとより、次世代のマネジメント人材を確保するためにも、女性職員の係長昇任試験の受験率を引き上げ、管理職候補者ともなる係長級の職員を増やしていくことが重要となる。

任命権者においては、このような課題に対する取組として、受講を希望する若年層の女性職員等を対象としたキャリアアップに向けた研修といった取組を行っている。今後の目標達成に向けた底上げ策としても受講枠を拡充し、多くの職員へ広く働きかけていくことが必要である。

本市における男性職員の育児休業取得率は、令和7年度において80.0%となり、平均取得日数ともに近年増加しており、取組の成果が見られた。

男性職員の育児休業取得を推進することは、本人にとって子育てに能動的に関わる契機として重要であり、共働きを希望する者が男女共に増加している社会にあって、公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう「共働き・共育て」が可能な職場環境の整備として不可欠であり、更なる取得率の向上を目指してほしい。

なお、固定的な性別役割意識の解消につながる施策が推進される中で、男性の係長昇任試験の受験率についても、現在と同様の傾向が続くとは限

³ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく特定事業主行動計画を兼ねる本市取組の計画の通称

らない。キャリア形成支援の取組が、若年層の男性職員に対しても十分に行われるよう留意されたい。

また、令和6年度の公表によれば、男女の給与の差異は、男性の給与に対し、女性の給与の割合が約9割となっている。制度上、性別による差はなく、実際の差異も著しいとは言えない。しかし、任命権者の分析によれば、この差は、扶養手当・管理職手当の受給者の偏りや部分休業・育児短時間勤務制度の利用者の偏りに起因するものとされており、実際の支給状況に差異が生じていることには留意が必要である。

(2) 障害のある職員の活躍推進

障害者雇用において、本市の雇用率は本年6月時点で2.27%となっており、法定雇用率である2.8%を下回った。また、令和8年7月の法定雇用率の引上げが予定されており、本市全体でより一層障害者雇用を促進する必要がある。

本市の障害のある人に限定した採用には、フルタイムである常勤職員としての採用とパートタイム会計年度任用職員としての採用があり、ジョブコーチの配置などを通じて職業能力の開発に取り組んでいるところである。

公務において安定して働く場所を創出し、能力開発・キャリア形成を支援することは、障害のある人にとって、人生設計を主体的に構築するための一助となる。このため、採用区分に関わらず、必要な配慮といった雇用の定着に向けての取組を進めつつ、法定雇用率の達成に向けて、障害のある人の採用強化に努められたい。

また、令和6年度は知的障害のある人に限定した採用試験について、言及した。

昨年度、本委員会において、他の地方公共団体における試験の状況などを確認した。実施する地方公共団体も限られ、合格者も多いとは言えないが、筆記試験の難易度に配慮しつつ、具体的な配属予定の職場を想定した試験を実施するなど、実際の勤務において求められる能力とのミスマッチが生じないよう工夫をして試験を実施している様子がうかがえた。

本委員会として、ほかの障害区分に比べて常勤職員としての採用実績が少ない知的障害のある人の活躍の場の創出に向けて、採用選考や公務職場

について、他の地方公共団体の事例を参考に、引き続き研究を進めていきたい。

(3) 会計年度任用職員の活躍推進

近年では、職場の働き方改革や新たに生じた業務の担い手として、窓口業務や内部事務を補助する職から、資格職や日本語以外を母語とする外国人材といった多種多様な会計年度任用職員が採用されている。

この中には、同時期に複数の会計年度任用職員の雇用契約を平行して締結しているケースや短期間の別々の会計年度任用職員の雇用契約を切り替えつつ任用されているケースなど、複雑な労働契約となっている場合も存在している。

会計年度任用職員制度では、一定の雇用期間において、任命権者が様々な勤務時間を設定することが可能であり、それが多様な人材の活躍を可能としている要因の一つである。

しかしながら、利用可能な各種制度がわかりにくくなっている場合や、府内ＬＡＮにアクセスできる個人用の端末が整備されていないなど、情報共有の手段や機会が常勤職員に比べて制限されている場合もある。全ての職員が安心して職務に励むことができるよう、就労規則や相談窓口をいつでも確認できる手段を整えるなど、適切な職場環境づくりや情報提供に努められたい。

また、会計年度任用職員の待遇については、採用の公平性や会計年度任用職員として任用可能な職などの原則、会計年度任用職員の働き方への意向、国や他の地方公共団体の動向などを踏まえながら、実情を継続的に確認し、適切な運用に努められたい。

加えて、常勤職員としてのキャリア形成を望む会計年度任用職員に対して、本市職員の社会人枠による採用試験等の実施状況を周知するなど、職員の意欲に応じたチャレンジを後押しし、長く働きたいという職員が能力を発揮しつづけられる方策について検討されたい。

4 健康経営とハラスメントの防止

サステナブルな組織として、公務能率の向上を推進するためには、健康経営の観点から職員の健康の維持・向上に取り組むことや、心理的安全性の確保が重要である。

(1) 長時間労働の是正

教職員以外の市長部局等においては、令和6年度の超過勤務実績は、総時間数では前年度から約3.3%の増となった。

行政課題が複雑化・多様化し、職員の働き方も多様化する中で、業務の合理化・効率化や業務の外注、人員の適正配置などの取組を行わなければ、超過勤務増加の流れに歯止めをかけることはできない。

これまでも組織として公務能率の向上に取り組んでいるところはあるが、限られた経営資源を活用しながら、一層のイノベーションに取り組んでいくことが求められている。

例えば、本市では生成AIの積極的な活用も推進されており、業務の効率化に向け、全職員が生成AIを活用するよう研修及び意識啓発を図ることや、AIを活用した新たな技術の導入によって、業務負担の軽減と生産性の向上を図ることも有用である。

また、年度途中であっても柔軟に人員を配置することや、職場におけるマネジメントを強化し、担当する業務量の平準化に努め、長時間労働者の減少につなげられたい。

また、労働基準監督機関としての立場から本委員会が行っている実地調査においては、超過勤務命令の状況が人事委員会規則に定める上限時間数⁴を超えている職員がいる事業場が引き続き確認されている。

長時間労働は、職員の心身の健康障害につながりかねないため、任命権者は、改めて、長時間労働の是正に着実に取り組んでいく必要がある。

教職員の長時間労働の状況については、様々な取組により一定の改善がみられているが、中学校の教職員について、昨年度に引き続き、2か月連続で時間外在校等時間が月80時間を超える人数が小学校の教職員を大幅に上回るといった状況がみられた。

また、本委員会実施の実地調査においても、時間外在校等時間の状況が教育委員会規則に定める上限時間数を超えている職員がいる事業場や、所定の休憩時間取得できていない事業場が引き続き確認されている。

⁴ 人事委員会規則及び教育委員会規則に定める上限時間数はいずれも1か月45時間・1年360時間である。

任命権者は、長時間労働縮減に向けて、長時間勤務となっている要因の分析を引き続き適切に行うとともに、生徒や保護者への影響にも配慮しながら、部活動など教職員の働き方について一層の取組を進める必要がある。

また、休憩時間の確保については、職種に限らず当然確保されるべきであり、現場の実態に即した、取得しやすい環境づくりや仕組みづくりを進める必要があり、精力的に取り組んでいる学校における好事例を横展開するなど、適正な勤務条件が確保されるよう取組を進められたい。

(2) 職員の心身の健康の確保

職員の健康維持を支援していくことは、職員の能力発揮と公務の能率的遂行につながるとともに、職場の円滑な運営にも極めて重要である。

様々な健康課題がある中でも、とりわけ精神疾患による休職者数は本市においても近年増加しており、年齢別では、20歳台までの若年層が増加している状況である。

厚生労働省が策定するメンタルヘルスケアに関する指針⁵においては、4つのケア⁶の実施が効果的であるとされている。

本市では、従来から行っている新採用職員や定期異動職員、長期被災地派遣職員を対象に実施している健康調査に加え、タレントマネジメントシステムを活用し、令和7年度から新採用職員を対象としたパルスサーベイを導入した。

このような取組では、上司によるきめ細やかなラインケア⁷が期待されることから、責任職に対しどのような行動をとるべきかを具体的に示し、サーベイで得られた情報をどのように活かしていくかサポートしていくことが重要である。

また、職員が適切にセルフケアを行い、専門家によるケアにつながれるよう、上司だけではなく組織として積極的に情報提供を行われたい。

⁵ 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号）

⁶ 「セルフケア」、「ラインによるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」とされている。

⁷ 課長・部長などの職責にある管理監督者（＝ライン）が主体となり、従業員の健康管理に取り組むメンタルヘルス対策

近年では、女性職員について、月経困難症や月経前症候群、更年期障害といった特有の健康問題に関し、適切な受診につながっていないことが離職やプレゼンティーズム⁸の発生につながる懸念があることから、事業者における対策にも注目されているところである。

本市では、性別・年齢構成ともに多様な職場が存在するが、どのような職場であっても、職員が自身の健康づくりにためらうことのないよう、安全配慮義務の観点からも、管理職が率先して理解を深めることが必要である。さらに、本市の「健康づくり計画」の内容や相談窓口の情報等を職場で共有し、意識啓発を行う等の積極的な取組を進められたい。

(3) ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけ、職員の心身の健康や満足度を損なうとともに、円滑な職場運営にも著しい支障が生じ得る、決してあってはならない行為である。また、そのような行為が許容される職場風土は、本市全体の人材確保にも悪影響を及ぼす可能性がある。

ハラスメントの発生を抑止することは、心理的安全性を保ち、一人ひとりの職員が公務において能力を発揮できる環境づくりにつながり、市政に対する市民の信頼に応えることにもつながる。

そのためにも、職員がハラスメントを行うことのないよう啓発を行うとともに、本市の相談事例や他の地方公共団体、民間企業等で発生した事例などを共有し、研修等を通じて、ハラスメントにつながる考え方や行動の変容の促進を、継続して実施していくことが重要である。

また、任命権者は、ハラスメントの対応においては、様々な通報や相談に対して、組織的に、迅速かつ適切に対応できる体制となっているか常に点検する取組が求められる。事案により、専門家等第三者の意見を的確に採り入れることも重要であり、リスクを再確認しながら、体制のアップデートを図っていくことが重要である。

⁸ 世界保健機関（WHO）によって提唱された、健康問題に起因したパフォーマンスの損失を表す指標で、欠勤に至らないものの、健康問題が理由で生産性が低下している状態を指す。（厚生労働省「こころの耳」<https://kokoro.mhlw.go.jp/glossaries/word-3003/>）

むすびに

本年の人事院勧告・報告では、「職務・職責を重視した新たな給与体系の構築」等の予定について言及された。

措置の内容については、諸手当の見直しや、幹部・管理職員を中心とした高度な業務に関わる職員の時間に縛られない働き方の導入について言及されることが見込まれ、国における検討の方向性を注視するとともに、本市における課題の整理とその解決に向けた議論をすることが重要である。任命権者においては、社会状況の変化や本市の実情を踏まえ、検討されたい。

本委員会としても、任命権者と連携しながら、職員一人ひとりがやりがいを持って能力を存分に発揮することができるよう、研究を進めていきたい。

參 考 資 料

目 次

第1部 本市職員給与の実態

(ページ)

横浜市職員給与等実態調査の概要	65
第1表 級別・年齢別平均給与額等	66
第2表 級別人員等	67
第3表 級別・年齢別平均給与額等	86
第4表 扶養手当の支給状況	90
第5表 住居手当の支給状況	90
第6表 管理職手当の支給状況	91

第2部 民間給与の実態

(ページ)

職種別民間給与実態調査の概要	95
第7表 産業別・企業規模別調査事業所数	95
第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	96
第9表 民間における特別給の支給状況	106
第10表 民間における冬季賞与の配分状況	106
第11表 職種別・学歴別初任給	107
第12表 民間における通勤手当の支給状況	108
第13表 民間における給与改定の状況	109
第14表 民間における定期昇給の実施状況	109
第15表 対応級表	110
(参考) ラスパイレス方式による比較とは?	111

第3部 労働経済の動向

(ページ)

第16表 労働経済指標	114
-------------	-----

第1部 本市職員給与の実態

横浜市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び時期

この調査は、令和7年4月1日を基準日として、本市職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査対象

(1) 対象職員

一般職の職員のうち、行政職員、消防職員、教育職員、医療職員

(技能職員、企業局職員、会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員等を除く。)

※ 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員については、第2表その2からその5までの集計にのみ加えている。

(2) 調査人員

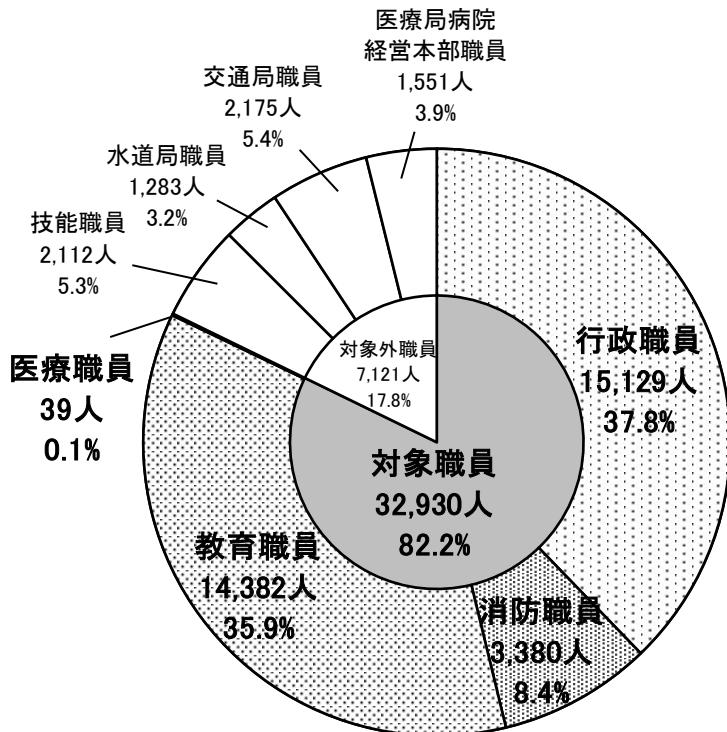
32,930人

3 調査事項

本市職員の適用給料表、級、号給、給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、学歴、性別、年齢ほか

【職員数内訳】

全職員：40,051人（会計年度任用職員、休職者及び「横浜市一般職職員の給与に関する条例」附則第43条第1項により給料月額が決定される職員等を除く。）



(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

第1表 給料表別・級別平均給与月額等

(その1) 行政職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養親族数	平均経験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 15,129	円 404,773	円 333,661	円 6,621	円 55,216	円 4,454	円 4,821	歳 41.1	人 0.63	年 18.5
1	2,671	285,021	235,192	471	37,706	11,652	0	26.5	0.05	4.4
2	4,552	345,338	286,677	4,749	46,628	7,284	0	35.6	0.49	12.6
3	3,954	444,114	375,577	7,276	61,256	5	0	50.5	0.65	28.0
4	2,165	455,349	379,663	11,667	62,613	1,406	0	45.4	1.12	22.5
5	556	486,232	405,537	13,598	67,062	35	0	49.2	1.28	26.2
6	946	601,990	458,758	13,467	83,029	21	46,715	51.4	1.20	28.5
7	226	711,265	510,454	11,055	98,106	0	91,650	54.5	1.06	31.7
8	59	815,256	558,849	7,907	112,449	0	136,051	57.8	0.59	35.0

(その2) 消防職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養親族数	平均経験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 3,380	円 395,449	円 321,866	円 12,697	円 53,881	円 4,812	円 2,193	歳 38.7	人 1.28	年 17.6
1	586	286,997	237,453	1,061	38,162	10,321	0	24.6	0.11	3.8
2	1,134	350,822	284,005	11,586	47,295	7,936	0	33.0	1.23	11.7
3	1,198	443,808	365,365	16,491	61,097	855	0	47.7	1.63	26.9
4	274	471,084	384,338	21,161	64,880	705	0	45.3	2.04	23.9
5	64	495,333	406,714	20,297	68,322	0	0	48.2	2.00	27.2
6	99	610,097	454,537	19,682	84,151	0	51,727	50.5	1.83	28.4
7	25	709,878	506,164	14,140	97,914	0	91,660	54.9	1.36	33.5

(その3) 教育職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養親族数	平均経験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 14,382	円 429,036	円 355,721	円 6,395	円 58,390	円 5,701	円 2,829	歳 39.0	人 0.61	年 15.6
1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
2	11,710	406,811	339,673	5,016	55,149	6,973	0	36.5	0.49	13.2
3	1,803	497,666	416,658	12,215	68,619	174	0	48.4	1.14	24.9
4	507	568,752	435,852	14,415	78,449	0	40,036	51.4	1.25	27.3
5	361	611,241	459,616	10,820	84,309	0	56,496	56.0	0.93	31.9

(注) 「X」は、調査実人数が1人の場合である。

(その4) 医療職員給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養親族数	平均経験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 39	円 641,754	円 480,141	円 10,462	円 88,310	円 1,508	円 61,333	歳 50.0	人 1.03	年 24.9
1	2	426,182	358,950	0	57,432	9,800	0	33.0	0.00	8.1
2	6	519,968	431,033	11,583	70,819	6,533	0	40.3	1.33	15.0
3	10	611,262	464,200	12,950	84,312	0	49,800	48.9	1.30	21.4
4	20	707,931	511,235	10,450	97,646	0	88,600	54.5	0.90	30.6
5	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

(注) 「X」は、調査実人数が1人の場合である。

(その5) 全給料表

級	職員数	平均給与月額						平均年齢	平均扶養親族数	平均経験年数
		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当			
全	人 32,930	円 414,694	円 342,258	円 7,151	円 56,505	円 5,032	円 3,748	歳 39.9	人 0.69	年 17.1

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。

第2表 給料表別人員等

(その1) 給料表別・学歴別・性別人員

給料表	職員数	学歴別人員				性別人員	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
行政職員	人 (%) 15,129 (45.9)	人 (%) 12,383 (81.8)	人 (%) 886 (5.9)	人 (%) 1,849 (12.2)	人 (%) 11 (0.1)	人 (%) 7,696 (50.9)	人 (%) 7,433 (49.1)
消防職員	人 (%) 3,380 (10.3)	人 (%) 1,550 (45.9)	人 (%) 56 (1.7)	人 (%) 1,774 (52.5)	人 (%) 0 (0.0)	人 (%) 3,215 (95.1)	人 (%) 165 (4.9)
教育職員	人 (%) 14,382 (43.7)	人 (%) 13,816 (96.1)	人 (%) 557 (3.9)	人 (%) 9 (0.1)	人 (%) 0 (0.0)	人 (%) 6,173 (42.9)	人 (%) 8,209 (57.1)
医療職員	人 (%) 39 (0.1)	人 (%) 39 (100.0)	人 (%) 0 (0.0)	人 (%) 0 (0.0)	人 (%) 0 (0.0)	人 (%) 18 (46.2)	人 (%) 21 (53.8)
計	人 (%) 32,930 (100.0)	人 (%) 27,788 (84.4)	人 (%) 1,499 (4.6)	人 (%) 3,632 (11.0)	人 (%) 11 (0.0)	人 (%) 17,102 (51.9)	人 (%) 15,828 (48.1)

(注) 1 () 内の数字は、構成比である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

(その2) 行政職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	-	2,671	-	4,552	-	3,954	-	2,165	-	556
1	166,300		233,700		249,500		260,600		280,700	
2	167,400		235,000		250,800		262,300		282,800	
3	168,500		236,300		252,100		263,900		285,000	
4	169,500		237,600		253,400		266,100		287,100	
5	170,400		238,900		254,700		268,300		289,200	
6	171,400		240,200		256,000		270,500		291,200	
7	172,400		241,500		257,300		272,600		293,200	
8	173,500		242,800		258,600		274,700		295,200	
9	174,500		244,100		259,900		276,800		297,200	
10	175,600		245,400		261,200		278,900		299,200	
11	176,700		246,700		262,500		281,000		301,200	
12	177,800		248,000		263,800		283,200		303,300	
13	178,900		249,300	4	265,100		285,400		305,400	
14	179,900		250,600	5	266,400		287,500		307,500	
15	180,900		251,900	7	267,700		289,600		309,500	
16	182,000		253,200	4	269,000		291,700		311,500	
17	183,000		254,500	204	270,400		293,800	2	313,500	
18	184,100		255,800	101	271,900		295,900	2	315,600	
19	185,200		257,100	60	273,400		298,000	1	317,600	
20	186,200		258,400	35	275,000		300,200	1	319,500	
21	187,200	12	259,700	194	276,600		302,200	6	321,500	
22	188,400		261,000	106	278,200		304,200	9	323,500	
23	189,600	5	262,300	59	279,900		306,200	1	325,600	
24	190,900		263,600	39	281,600		308,200	3	327,700	
25	192,200	10	264,900	191	283,300		310,100	14	329,900	
26	193,900	9	266,200	90	285,000		312,200	12	332,000	
27	195,600	3	267,500	85	286,700		314,200	6	334,200	
28	197,300	2	268,800	42	288,400		316,100	2	336,400	
29	199,300	20	270,100	156	290,100		317,900	9	338,600	
30	201,300	6	271,400	72	291,800		319,900	19	340,800	
31	203,700	9	272,700	109	293,200		321,900	6	343,000	
32	206,100		274,000	51	294,600		323,900	8	345,200	
33	208,500	17	275,300	112	296,000		325,800	12	347,400	
34	211,100	15	276,600	57	297,400		327,900	8	349,500	
35	213,700	6	277,900	150	298,800		330,000	16	351,600	
36	216,300	1	279,200	62	300,200		332,200	10	353,600	
37	218,900	273	280,500	77	301,600		334,200	21	355,600	
38	220,300	32	281,800	68	303,000		336,100	8	357,500	
39	221,400	13	283,100	109	304,400		338,200	30	359,500	
40	222,500	3	284,400	53	305,800		340,300	9	361,400	
41	223,600	214	285,900	94	307,200		342,100	24	363,200	
42	224,700	35	287,700	49	309,100		344,200	4	365,100	
43	225,900	13	289,200	169	310,900		346,200	29	367,000	
44	227,200	16	290,900	56	312,800		348,300	8	368,800	
45	228,500	261	292,200	85	314,700		350,300	37	370,600	1
46	229,800	47	293,200	42	316,700		352,200	7	372,300	
47	231,100	26	294,200	153	318,700	3	354,200	27	373,900	
48	232,400	29	295,300	47	320,700		356,200	8	375,500	1
49	233,700	334	296,300	82	322,700	1	358,100	33	377,000	1
50	235,000	56	297,900	45	324,700		359,900	22	378,400	1
51	236,300	40	299,600	186	326,700	1	361,700	41	379,700	6
52	237,600	33	301,400	36	328,700		363,500	14	381,100	

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人	円	人
-	946	-	226	-	59
329,900		462,800		550,000	14
332,500		465,700		552,400	
335,200		468,700		554,700	15
337,900		471,700	1	557,000	2
340,500		474,800		559,200	8
343,100		477,900		561,400	1
345,700		480,900		563,400	5
348,400		483,800	1	565,400	1
351,000	1	486,600		567,400	4
353,600		489,000		569,400	3
356,200		491,300		571,400	4
358,900		493,500		573,200	
361,600		495,700		575,000	
364,200		497,100	2	576,700	1
366,900	1	498,500		578,400	
369,600		499,900	4	580,100	1
372,300		501,300	5	581,700	
375,000		502,600	11	583,200	
377,600		503,900	14	584,600	
380,200		505,200	13	585,900	
382,900		506,200	10	587,200	
385,500		507,200	17	588,400	
388,200	1	508,100	10	589,600	
390,900		508,900	11	590,700	
393,500		509,700	15	591,800	
396,200		510,500	11	593,000	
398,900		511,300	14	594,100	
401,600		512,200	9	595,300	
404,100	1	513,000	9	596,400	
406,700		513,800	12	597,500	
409,200		514,600	4	598,600	
411,700	1	515,400	3	599,800	
414,200		516,200	12	600,900	
416,600		517,000	11	602,000	
419,000	2	517,800	3	603,200	
421,400		518,700	1	604,300	
423,800	3	519,500	4	605,400	
426,100	4	520,300	3	606,500	
428,500	1	521,200	3	607,600	
430,900	4	522,100	1	608,800	
433,200	7	522,900	3	609,900	
435,300	9	523,700	2	611,000	
437,400	14	524,600	1	612,100	
439,400	6	525,500	3	613,300	
441,400	19	526,300	1	614,400	
443,300	24	527,100	1	615,500	
445,100	23	527,900	1	616,600	
446,800	26	528,800		617,700	
448,400	29	529,600		618,800	
450,000	27	530,400		619,900	
451,500	29	531,200		621,000	
452,900	28	532,100		622,100	

級 号給	1級 (職員 I)		2級 (職員 II)		3級 (職員 III)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	238,900	297	303,100	79	330,700	4	365,300	40	382,300	3
54	240,200	57	304,900	45	332,700	3	367,000	13	383,500	1
55	241,500	46	306,700	173	334,700	1	368,700	40	384,700	4
56	242,800	41	308,300	39	336,700		370,300	17	385,900	
57	244,100	285	310,100	104	338,600	11	371,700	27	387,100	2
58	245,400	84	312,000	39	340,500	2	372,900	20	388,200	4
59	246,700	42	313,800	98	342,400	13	374,200	23	389,300	12
60	248,000	42	315,500	37	344,300	5	375,400	19	390,300	2
61	249,300	18	317,200	102	346,200	25	376,700	34	391,200	7
62	250,600	6	318,700	37	348,000	24	377,900	9	392,100	3
63	251,900	18	320,300	96	349,700	77	379,000	45	393,000	5
64	253,200	4	321,800	43	351,400	71	380,100	16	393,800	3
65	254,500	24	323,400	83	353,000	61	381,100	46	394,600	12
66	255,800	9	324,700	32	354,500	34	382,000	17	395,300	5
67	257,100	9	325,900	58	355,900	55	382,900	36	395,900	14
68	258,400		327,200	22	357,300	36	383,700	14	396,500	6
69	259,700	15	328,300	45	358,600	79	384,400	32	397,100	10
70	261,000	2	329,500	16	359,900	45	385,100	17	397,600	5
71	262,300	9	330,600	16	361,200	58	385,800	43	398,100	10
72	263,600	1	331,700	1	362,400	39	386,400	16	398,700	3
73	264,900	7	332,700	10	363,500	76	387,000	30	399,300	12
74	266,200	2	333,800	3	364,500	41	387,600	16	399,800	6
75	267,500	5	335,000	4	365,400	54	388,100	31	400,300	7
76	268,800		336,100	4	366,300	35	388,500	22	400,700	6
77	270,100	7	337,100	1	367,200	65	388,800	36	401,200	11
78	271,400	3	338,000	2	368,000	42	389,200	10	401,600	4
79	272,700	7	338,900	3	368,700	71	389,500	35	402,000	10
80	274,000		339,700	1	369,300	31	389,800	14	402,400	3
81	275,300	6	340,400	2	369,900	58	390,100	34	402,800	12
82	276,600	1	341,100	1	370,600	41	390,400	9	403,100	6
83	277,900	5	341,800	1	371,200	64	390,700	35	403,500	10
84	279,200	1	342,400	1	371,800	36	391,000	13	403,800	5
85	280,500	5	343,000		372,300	62	391,300	34	404,100	15
86	281,800	3	343,600		372,700	39	391,600	13	404,500	4
87	283,100	2	344,200	2	373,100	66	391,900	28	404,800	13
88	284,400		344,800	1	373,500	38	392,200	13	405,100	7
89	285,800	5	345,300		373,900	51	392,500	25	405,400	14
90	287,300	1	345,800		374,300	40	392,800	18	405,700	9
91	288,800	7	346,300		374,700	58	393,100	24	406,100	9
92	290,300		346,800	1	375,000	41	393,400	20	406,400	8
93	291,800	1	347,400		375,400	53	393,700	27	406,700	10
94	292,600	4	347,900		375,800	42	394,000	14	407,100	4
95	293,200	6	348,300		376,200	56	394,300	29	407,400	8
96	293,800		348,800		376,600	54	394,600	17	407,700	10
97	294,200	2	349,300		376,900	48	394,900	19	408,000	11
98	294,700	4	349,800		377,300	55	395,200	18	408,300	11
99	295,100	7	350,300		377,600	56	395,600	22	408,700	11
100	295,600		350,800		378,000	43	395,900	15	409,000	3
101	295,900	1	351,200	2	378,300	52	396,200	22	409,400	11
102	296,300	3	351,500		378,700	35	396,500	17	409,900	3
103	296,600	1	351,800		379,000	55	396,800	25	410,300	3
104	297,000		352,100	1	379,400	37	397,100	13	410,700	3

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
454, 200	30	533, 000		623, 300	
455, 400	38	533, 800		624, 400	
456, 500	35	534, 600		625, 500	
457, 500	25	535, 500		626, 700	
458, 400	25	536, 400		627, 800	
459, 200	24	537, 200			
460, 100	33	538, 000			
460, 900	28	538, 800			
461, 600	32	539, 700			
462, 300	26				
463, 000	31				
463, 700	23				
464, 300	24				
464, 900	32				
465, 600	23				
466, 300	17				
467, 000	20				
467, 600	22				
468, 300	23				
469, 000	12				
469, 600	21				
470, 200	20				
470, 900	15				
471, 600	13				
472, 200	13				
472, 900	9				
473, 600	10				
474, 200	6				
474, 800	11				
475, 500	9				
476, 200	9				
476, 800	8				
477, 400	3				
478, 000	2				
478, 700	1				
479, 400	1				
480, 000	1				
480, 700	2				
481, 400	3				
482, 000	2				
482, 600	2				
483, 300					
484, 000					
484, 700	1				
485, 300					
486, 000					
486, 700					
487, 300					
487, 900					
488, 600	1				
489, 300					
489, 900					

級 号給	1級 (職員 I)		2級 (職員 II)		3級 (職員 III)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	297,400	2	352,400	1	379,700	41	397,400	21	411,100	4
106	297,800	2			380,100	36	397,800	10	411,600	8
107	298,200	2			380,500	37	398,100	16	412,000	9
108	298,500				380,800	27	398,400	9	412,400	4
109	298,800	1			381,100	37	398,700	15	412,800	8
110	299,100				381,500	42	399,000	12	413,300	11
111	299,400	1			381,900	22	399,400	17	413,700	11
112	299,700				382,200	27	399,700	12	414,100	8
113	300,100	18			382,600	25	400,000	14	414,500	10
114					383,000	37	400,400	13	414,900	4
115					383,400	51	400,700	22	415,400	15
116					383,700	26	401,000	13	415,800	11
117					384,100	48	401,300	18	416,200	15
118					384,500	37	401,600	10	416,600	9
119					384,900	52	401,900	17	417,100	8
120					385,200	31	402,300	10	417,500	10
121					385,600	64	402,700	16	417,900	5
122					386,000	44	403,200	21	418,400	5
123					386,300	65	403,600	25	418,900	4
124					386,700	51	404,000	16	419,300	3
125					387,000	101	404,300	18	419,700	
126					387,400	52	404,700	11	420,100	4
127					387,800	75	405,200	14	420,600	2
128					388,100	45	405,600	19	421,000	3
129					388,500	89	406,000	15	421,400	3
130					388,900	62	406,500	17	421,900	1
131					389,200	64	407,000	14	422,300	
132					389,500	49	407,400	8	422,700	
133					389,800	374	407,700	13	423,100	
134							408,100	10	423,600	1
135							408,600	6	424,100	
136							409,000	5	424,500	
137							409,400	7	424,900	
138							409,900	3	425,300	
139							410,400	1	425,700	
140							410,800	4	426,100	
141							411,200	1	426,500	
142							411,700	1		
143							412,100			
144							412,500			
145							412,900			
146							413,400			
147							413,900			
148							414,300			
149							414,700			

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	190,100		215,600		251,000		268,400		290,000	
暫定再任用 職員	190,100		215,600	3	251,000	416	268,400	45	290,000	

(注) 1 表中の太線は各級の最高号給を表す。(以下第2表の各表において同じ。)

2 (参考) の給料月額は、基準給料月額である。(以下第2表の各表において同じ。)

322,600		358,900		392,100	
322,600	41	358,900	5	392,100	3

(その3) 消防職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	全	円 -	人 586	円 -	人 1,134	円 -	人 1,198	円 -	人 274	円 -
1	201,100		222,700		245,500		260,600		280,700	
2	201,800		224,400		246,700		262,300		282,800	
3	202,400		226,000		248,000		263,900		285,000	
4	203,000		227,700		249,400		266,100		287,100	
5	203,500		229,400		250,800		268,300		289,200	
6	204,500		231,100	3	252,000		270,500		291,200	
7	205,500		232,300		253,200		272,600		293,200	
8	206,500		233,300	2	254,300		274,700		295,200	
9	207,400		234,400		255,300		276,800		297,200	
10	208,000	11	235,500	3	256,500	1	278,900		299,200	
11	208,800		236,700	1	257,700		281,000		301,200	
12	209,600	13	238,200	6	259,000	2	283,200		303,300	
13	210,400	1	239,600		260,200		285,400		305,400	
14	211,400	7	241,300	13	261,400	4	287,500		307,500	
15	212,300	16	242,700	2	262,700		289,600		309,500	
16	213,100	8	244,100	2	264,100	1	291,700		311,500	
17	214,200	1	245,500	2	265,400		293,800		313,500	
18	216,700	23	246,700	29	266,700	7	295,900	1	315,600	
19	218,400	14	248,000	6	267,900	1	298,000		317,600	
20	220,200	8	249,100	17	269,200	3	300,200	2	319,500	
21	222,100	5	250,100	2	270,400		302,200		321,500	
22	223,800	18	251,200	41	271,900	2	304,200	1	323,500	
23	225,400	12	252,200	10	273,400		306,200		325,600	
24	227,100	6	253,300	12	275,000	5	308,200		327,700	
25	228,900		254,600	5	276,600	3	310,100		329,900	
26	230,800	70	255,900	52	278,200	1	312,200	3	332,000	
27	232,000	11	257,400	15	279,900		314,200		334,200	
28	233,000	5	258,800	12	281,600	7	316,100	2	336,400	
29	234,100	2	260,200	7	283,300	2	317,900		338,600	
30	235,200	49	261,400	65	285,000	2	319,900	1	340,800	
31	236,400	17	262,700	24	286,700		321,900		343,000	
32	237,400	17	264,100	21	288,400	11	323,900	4	345,200	
33	238,600	5	265,400	10	290,100	1	325,800	1	347,400	
34	240,300	45	266,700	50	291,800	2	327,900	2	349,500	
35	241,900	7	267,900	10	293,300		330,000		351,600	
36	243,700	19	269,000	14	294,700	8	332,200	2	353,600	
37	245,200	2	270,400	11	295,900	3	334,200	2	355,600	
38	246,400	44	271,600	26	297,000	6	336,100		357,500	
39	247,400	8	272,900	7	297,900	1	338,200		359,500	
40	248,400	8	274,200	22	299,600	9	340,300	2	361,400	
41	249,500	2	275,500	1	301,300	7	342,400	1	363,200	
42	250,500	32	276,800	11	303,000	1	344,200	3	365,100	
43	251,500	8	278,100	6	304,400	3	346,200		367,000	
44	252,600	9	279,400	25	305,800	7	348,300	4	368,800	
45	254,100	4	280,700	14	307,200	2	350,300	1	370,600	
46	255,400	21	282,000	21	309,100	5	352,200	3	372,300	
47	256,900	7	283,300	14	310,900	2	354,200	1	373,900	
48	258,200	10	284,600	47	312,800	13	356,200	1	375,500	
49	259,500	4	285,900	11	314,700	4	358,100	1	377,000	
50	261,100	8	287,200	25	316,700	2	359,900	1	378,400	
51	262,300	5	288,500	11	318,700	4	361,700	2	379,700	
52	263,400	4	289,800	35	320,700	18	363,500		381,100	

6級 (課長職)		7級 (部長職)	
給料月額	人員	給料月額	人員
円	人	円	人
-	99	-	25
329,900		462,800	
332,500		465,700	
335,200		468,700	
337,900		471,700	
340,500		474,800	
343,100		477,900	
345,700		480,900	
348,400		483,800	
351,000		486,600	
353,600		489,000	
356,200		491,300	
358,900		493,500	
361,600		495,700	
364,200		497,100	
366,900		498,500	1
369,600		499,900	3
372,300		501,300	3
375,000		502,600	4
377,600		503,900	2
380,200		505,200	
382,900		506,200	2
385,500		507,200	
388,200		508,100	2
390,900		508,900	1
393,500		509,700	2
396,200		510,500	1
398,900		511,300	1
401,600		512,200	
404,100		513,000	
406,700		513,800	
409,200		514,600	
411,700		515,400	
414,200		516,200	
416,600		517,000	1
419,000		517,800	1
421,400	1	518,700	
423,800	1	519,500	
426,100		520,300	1
428,500		521,200	
430,900		522,100	
433,200		522,900	
435,300		523,700	
437,400	2	524,600	
439,400	2	525,500	
441,400	3	526,300	
443,300	4	527,100	
445,100	3	527,900	
446,800	5	528,800	
448,400	5	529,600	
450,000	6	530,400	
451,500	4	531,200	
452,900	5	532,100	

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	264,800	1	291,100	12	322,700	3	365,300	2	382,300	1
54	266,200	6	292,400	11	324,700	5	367,000	4	383,500	1
55	267,300	2	293,700	8	326,700	3	368,700	1	384,700	
56	268,400	1	295,200	36	328,700	10	370,300	3	385,900	
57	269,600	1	296,700	11	330,700	2	371,700	1	387,100	1
58	270,600		298,000	13	332,700	15	372,900	3	388,200	
59	271,800		300,000	3	334,700	3	374,200	2	389,300	
60	273,000	3	301,800	32	336,700	9	375,400	4	390,300	
61	274,100		303,500	9	338,600	2	376,700	1	391,200	1
62	275,200		305,500	10	340,500	8	377,900	4	392,100	
63	276,500		307,400	7	342,400	4	379,000	1	393,000	1
64	277,900	1	309,200	38	344,300	10	380,100	1	393,800	
65	279,200		311,100	9	346,200	4	381,100	2	394,600	1
66	280,500		313,100	19	348,000	8	382,000	1	395,300	
67	281,800		314,900	12	349,700	9	382,900		395,900	1
68	283,100		316,700	18	351,400	11	383,700	3	396,500	1
69	284,400	1	318,600	7	353,000	8	384,400	4	397,100	
70	285,800		320,400	14	354,500	19	385,100	2	397,600	3
71	287,100		322,200	6	355,900	7	385,800	3	398,100	
72	288,300		324,000	19	357,300	16	386,400	4	398,700	1
73	289,600		325,900	15	358,600	16	387,000	2	399,300	
74	290,900	1	327,700	12	359,900	10	387,600	5	399,800	1
75	292,100		329,400	7	361,200	15	388,100	4	400,300	1
76	293,200		331,000	6	362,400	10	388,500	9	400,700	1
77	294,200		332,600	8	363,500	14	388,800		401,200	2
78	294,500		334,200	23	364,500	13	389,200	6	401,600	2
79	295,000		335,800	6	365,400	6	389,500	3	402,000	
80	295,500		337,300	16	366,300	13	389,800	5	402,400	
81	296,000		338,800	2	367,200	12	390,100	1	402,800	1
82	296,500		340,300	5	368,000	7	390,400	5	403,100	1
83	297,000	1	341,800	4	368,700	12	390,700	3	403,500	
84	297,500		343,200	5	369,300	7	391,000	3	403,800	4
85	298,000		344,600	1	369,900	17	391,300	5	404,100	
86	298,400		345,900	2	370,600	12	391,600	9	404,500	
87	299,100		347,200		371,200	8	391,900	2	404,800	
88	299,600		348,500	2	371,800	11	392,200	3	405,100	1
89	300,200		349,700		372,300	8	392,500		405,400	2
90	300,700		350,600	1	372,700	12	392,800	6	405,700	
91	301,400		351,500		373,100	2	393,100	1	406,100	2
92	302,000		352,300		373,500	7	393,400	6	406,400	1
93	302,600		353,000		373,900	6	393,700	1	406,700	
94	303,100		353,700		374,300	9	394,000	3	407,100	4
95	303,500		354,300		374,700	11	394,300	1	407,400	1
96	303,800		354,800		375,000	6	394,600	2	407,700	
97	304,100		355,300		375,400	9	394,900	1	408,000	1
98	304,400		356,100		375,800	9	395,200	3	408,300	
99	304,700	1	357,000		376,200	8	395,600	2	408,700	
100	305,000		357,800		376,600	8	395,900	4	409,000	1
101	305,400		358,600		376,900	5	396,200	3	409,400	
102	305,700		359,300		377,300	4	396,500	2	409,900	
103	306,000		360,000		377,600	7	396,800	2	410,300	
104	306,300		360,700		378,000	2	397,100	2	410,700	2

6級 (課長職)		7級 (部長職)	
円	人	円	人
454, 200	6	533, 000	
455, 400	6	533, 800	
456, 500	6	534, 600	
457, 500	4	535, 500	
458, 400	4	536, 400	
459, 200	4	537, 200	
460, 100		538, 000	
460, 900	4	538, 800	
461, 600		539, 700	
462, 300	2		
463, 000	2		
463, 700	5		
464, 300	1		
464, 900	3		
465, 600	1		
466, 300	2		
467, 000	2		
467, 600	2		
468, 300			
469, 000	1		
469, 600			
470, 200			
470, 900	1		
471, 600	1		
472, 200			
472, 900			
473, 600	1		
474, 200			
474, 800			
475, 500			
476, 200			
476, 800			
477, 400			
478, 000			
478, 700			
479, 400			
480, 000			
480, 700			
481, 400			
482, 000			
482, 600			
483, 300			
484, 000			
484, 700			
485, 300			
486, 000			
486, 700			
487, 300			
487, 900			
488, 600			
489, 300			
489, 900			

級 号給	1級 (消防士)		2級 (消防士長)		3級 (消防司令補等)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	306,700		361,400		378,300	6	397,400	2	411,100	
106	307,000		362,100		378,700	4	397,800	5	411,600	2
107	307,300		362,800		379,000	9	398,100	1	412,000	1
108	307,600		363,400		379,400	8	398,400	1	412,400	
109	308,000		364,000		379,700	6	398,700	3	412,800	3
110	308,300		364,700		380,100	6	399,000	2	413,300	1
111	308,600		365,400		380,500	15	399,400	1	413,700	1
112	308,900		366,000		380,800	7	399,700	1	414,100	2
113	309,300	1	366,600		381,100	9	400,000	4	414,500	
114			366,900		381,500	5	400,400	2	414,900	1
115			367,400		381,900	15	400,700	2	415,400	1
116			367,700		382,200	6	401,000	4	415,800	2
117			368,400	2	382,600	28	401,300	2	416,200	1
118					383,000	8	401,600	1	416,600	
119					383,400	18	401,900	3	417,100	1
120					383,700	12	402,300	2	417,500	
121					384,100	26	402,700	2	417,900	1
122					384,500	10	403,200	1	418,400	1
123					384,900	26	403,600	5	418,900	2
124					385,200	9	404,000	4	419,300	1
125					385,600	14	404,300	3	419,700	1
126					386,000	11	404,700	3	420,100	
127					386,300	19	405,200	4	420,600	1
128					386,700	13	405,600	1	421,000	1
129					387,000	26	406,000	3	421,400	
130					387,400	10	406,500		421,900	
131					387,800	24	407,000	4	422,300	
132					388,100	8	407,400	1	422,700	
133					388,500	13	407,700	2	423,100	
134					388,900	16	408,100	1	423,600	
135					389,200	15	408,600	3	424,100	
136					389,500	9	409,000	3	424,500	
137					389,800	185	409,400	3	424,900	
138							409,900	1	425,300	
139							410,400		425,700	
140							410,800	1	426,100	
141							411,200		426,500	
142							411,700	1		
143							412,100			
144							412,500			
145							412,900	1		
146							413,400			
147							413,900			
148							414,300			
149							414,700			

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	190,200		215,300		251,000		268,400		290,000	
暫定再任用 職員	190,200		215,300		251,000	233	268,400	7	290,000	

322,600		358,900	
322,600	2	358,900	

(その4) 教育職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員	給料月額	人員
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
全	-	1	-	11,710	-	1,803	-	507	-	361
1	200,500		217,700		276,800		314,300		409,900	
2	202,000		220,000		278,600		316,800		411,300	
3	203,500		222,300		280,400		319,600		412,800	
4	205,100		224,600		282,200		321,900		414,300	
5	206,700		226,900		284,000		324,200		415,700	
6	208,700		229,200		285,600		326,500		417,100	
7	210,700		231,500	1	287,300		328,700		418,600	
8	212,700		233,800		288,700		330,900		420,100	
9	214,700		236,100	2	290,400		333,000		421,500	1
10	216,800		238,600		292,100		335,500		422,900	
11	218,800		241,100	1	293,800		338,100		424,300	
12	220,800		243,600		295,100		340,800		425,500	
13	222,800		246,100		296,600		343,000		426,700	
14	225,000		247,800		298,100		344,900		428,000	
15	227,200		249,500	4	299,300		346,800		429,200	
16	229,200		251,100		300,800		348,900		430,500	
17	231,300		252,700	418	302,000		350,900		431,600	1
18	233,500		253,900	2	303,500		353,000		432,800	
19	235,800		255,000	32	305,000		355,200		433,900	1
20	237,900		256,100	7	306,500		357,100		435,100	
21	240,200		257,200	457	308,000		359,000		436,100	1
22	242,200		258,300	3	309,500		361,000		437,200	
23	244,200		259,400	51	311,300		363,100		438,300	1
24	246,200		260,500	9	313,100		365,100		439,500	2
25	248,000		261,500	434	314,900		366,600		440,700	3
26	248,800		262,800	5	316,700		368,000		441,800	1
27	249,600		264,100	58	318,500		369,800		442,700	2
28	250,300		265,400	24	320,300		371,600		443,700	2
29	251,000		266,700	467	322,100		373,300		444,900	6
30	251,900		268,300	3	324,000		374,700		445,900	5
31	252,600		269,900	66	325,900		375,800		446,900	4
32	253,400		271,500	26	327,600		377,300		447,900	3
33	254,000		273,100	408	329,100		378,600		449,000	2
34	254,900		275,000	14	330,600		380,000		449,900	7
35	255,600		276,900	76	332,100		381,400		450,700	6
36	256,400		278,800	28	333,600		382,900		451,400	4
37	257,200		280,700	379	335,100		384,600		452,200	5
38	257,800		282,500	8	336,600		385,900		453,000	9
39	258,700		284,200	59	338,100	1	387,100		453,800	10
40	259,500		285,900	13	339,600	3	388,500		454,600	13
41	260,200		287,500	317	341,100		389,500		455,500	17
42	260,900		288,900	23	342,600	1	390,700		456,200	10
43	261,600		290,300	72	344,400	3	391,800		457,000	10
44	262,200		291,700	28	346,200	2	393,100		457,800	9
45	263,000		293,100	281	347,800	7	394,300		458,700	16
46	263,600		294,500	26	349,500	3	395,900		459,500	16
47	264,100		295,900	73	351,400	5	397,400		460,300	13
48	264,700		297,200	22	353,300	7	398,800		461,100	12
49	265,300		298,500	242	354,600	7	400,100	1	462,000	20
50	265,900		299,700	33	356,400	5	401,400		462,800	17
51	266,500		300,900	96	358,100	6	402,800		463,600	18
52	267,100		302,100	30	359,900	4	404,100		464,400	12

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	267,700		303,300	219	361,800	12	405,200		465,300	16
54	268,300		304,500	35	363,500	7	406,400	1	466,000	18
55	268,900		305,700	117	365,100	5	407,400	7	466,600	13
56	269,500		306,900	22	366,700	15	408,400	1	467,300	13
57	270,100		308,300	196	368,100	16	409,600	1	468,100	42
58	270,700		309,700	43	369,600	12	410,700	1		
59	271,300		311,400	160	371,000	20	411,800	2		
60	271,900		313,100	29	372,400	14	413,000	1		
61	272,500		314,800	139	373,500	20	414,100	1		
62	273,100		316,500	60	374,700	23	415,000	3		
63	273,700		318,100	208	376,100	27	416,200			
64	274,300		319,700	34	377,400	15	417,500	3		
65	274,900		321,200	139	378,700	21	418,400	2		
66	275,500		322,700	57	379,900	25	419,200	5		
67	276,100		324,000	176	381,100	21	420,300	6		
68	276,700		325,400	42	382,400	27	421,400	2		
69	277,300		326,800	110	383,700	26	422,400	8		
70	277,900		328,300	56	384,800	24	423,300	7		
71	278,600		330,100	199	386,000	28	424,200	8		
72	279,300		331,800	62	387,100	25	425,100	9		
73	280,100		333,600	134	388,500	28	426,000	4		
74	280,700		335,400	61	389,500	20	426,500	8		
75	281,400		337,200	166	390,500	29	427,000	10		
76	282,000		339,000	52	391,500	20	427,500	9		
77	282,700		340,800	142	392,400	44	428,300	9		
78	283,300		342,500	69	393,400	24	428,800	9		
79	284,100		344,200	156	394,500	27	429,500	9		
80	284,800		345,800	73	395,500	30	430,000	13		
81	285,800		347,400	131	396,200	35	430,900	10		
82	286,800		349,100	62	397,000	24	431,400	11		
83	287,800		350,500	101	397,900	30	432,000	12		
84	288,900		351,900	72	398,800	27	432,700	12		
85	289,900		353,200	128	399,600	38	433,000	7		
86	291,000		354,700	60	400,400	26	433,400	11		
87	292,000		356,100	117	401,200	33	433,900	13		
88	293,200		357,500	70	402,000	41	434,500	7		
89	294,200		358,700	127	402,600	34	435,100	7		
90	295,300		359,900	68	403,300	28	435,500	15		
91	296,500		361,100	99	404,000	20	436,000	8		
92	297,700		362,400	74	404,600	26	436,400	12		
93	298,400		363,700	113	405,200	23	436,700	14		
94	299,300		364,800	74	405,900	17	437,300	13		
95	300,400		366,100	114	406,600	23	437,700	18		
96	301,600		367,300	72	407,400	36	438,200	9		
97	302,600		368,300	76	408,100	30	438,500	3		
98	303,700		369,300	56	408,900	20	439,000	13		
99	304,600		370,200	84	409,700	20	439,500	6		
100	305,700		371,200	55	410,500	29	440,000	7		
101	306,600		372,100	105	411,000	17	440,400	9		
102	307,600		373,100	71	411,600	20	440,900	7		
103	308,600		374,100	67	412,300	27	441,300	8		
104	309,300		374,900	70	413,000	19	441,900	5		

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
105	309,900		375,700	73	413,800	22	442,300	6		
106	310,700		376,600	66	414,500	17	442,900	9		
107	311,400		377,500	83	415,200	13	443,500	4		
108	312,100		378,500	72	415,900	26	444,000	8		
109	312,900		379,300	77	416,500	23	444,400	6		
110	313,200		380,200	64	417,000	22	445,000	7		
111	313,500		381,200	73	417,500	15	445,600	11		
112	313,800		382,200	56	418,000	21	446,200	6		
113	314,300		382,800	77	418,500	20	446,600	8		
114	314,600		383,600	74	419,000	21	447,200	7		
115	315,000		384,500	73	419,500	16	447,800	9		
116	315,400		385,300	68	420,000	19	448,400	5		
117	315,900		386,100	57	420,600	16	448,800	6		
118	316,300		386,800	60	421,000	20	449,400	6		
119	316,600		387,600	76	421,500	16	450,000	4		
120	317,000		388,400	48	422,000	17	450,600	5		
121	317,400		389,000	45	422,600	20	451,000	23		
122	317,800		389,800	41	423,000	14				
123	318,300		390,400	47	423,500	15				
124	318,700		391,000	40	424,000	16				
125	319,000		391,600	47	424,600	16				
126	319,300		392,300	42	425,100	12				
127	319,600		392,800	44	425,600	8				
128	319,900		393,400	33	426,000	10				
129	320,100		394,100	44	426,600	12				
130	320,400		394,600	50	427,100	7				
131	320,700		395,000	31	427,600	11				
132	321,000		395,300	26	428,100	6				
133	321,200		395,600	26	428,700	6				
134	321,400		396,100	36	429,200	5				
135	321,600		396,700	32	429,700	7				
136	321,900		397,300	34	430,200	3				
137	322,100		397,800	34	430,800	29				
138	322,300		398,400	25						
139	322,600		399,000	29						
140	322,900		399,600	21						
141	323,100		400,000	21						
142	323,300		400,500	24						
143	323,600		401,000	23						
144	323,800		401,500	17						
145	324,100		401,900	27						
146	324,300		402,500	22						
147	324,600		403,000	13						
148	324,900		403,600	17						
149	325,100		404,000	28						
150	325,300		404,500	24						
151	325,600		405,000	24						
152	325,900		405,400	13						
153	326,100		406,000	12						
154	326,400		406,400	12						
155	326,700		406,900	18						
156	326,900		407,400	19						

級 号給	1級 (実習助手等)		2級 (教諭等)		3級 (主幹教諭)		4級 (教頭)		5級 (校長等)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
157	327,100		408,000	29						
158	327,300		408,500	16						
159	327,600		409,000	16						
160	327,800		409,500	12						
161	328,000		410,100	22						
162	328,300		410,500	14						
163	328,600		411,000	6						
164	328,800		411,500	19						
165	329,000		412,100	7						
166			412,600	12						
167			413,100	10						
168			413,600	10						
169			414,200	7						
170			414,700	7						
171			415,200	6						
172			415,600	7						
173			416,200	1						
174			416,700	4						
175			417,200	4						
176			417,700	3						
177			418,300	5						
178			418,800	2						
179			419,300	5						
180			419,800	5						
181			420,400	3						
182			420,800	4						
183			421,300	2						
184			421,800	2						
185			422,400	12						

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	228,400		264,300		288,900		333,600		405,700	
暫定再任用 職員	228,400		264,300	466	288,900		333,600	13	405,700	102

(注) 各級の人員数が1人の場合は、各号給の該当人員数を空欄としている。

(その5) 医療職員給料表の級別・号給別給料月額・人員

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	給料月額	人員								
	全 -	円 2	人 2	円 6	人 6	円 -	人 10	円 -	人 20	円 1
1	259,300		365,700		396,100		419,400		550,000	
2	261,500		369,300		398,700		421,700		552,400	
3	263,700		372,900		401,200		424,000		554,700	
4	266,000		376,400		403,700		426,300		557,000	
5	268,300		379,900		406,200		428,500		559,200	
6	270,600		383,400		408,500		430,800		561,400	
7	272,900		386,900		410,700		433,100		563,400	
8	275,200		390,400		412,900		435,400		565,400	
9	277,300		393,900		415,000		437,600		567,400	
10	279,900		397,000		417,200		439,900		569,400	
11	282,500		400,100		419,400		442,100		571,400	
12	285,100		403,100		421,600		444,300		573,200	
13	287,800		405,900		423,700		446,500		575,000	
14	290,600		408,200	1	425,900		448,800	1	576,700	
15	293,500		410,400		428,300		451,000		578,400	
16	296,400		412,400		430,500		453,200		580,100	
17	299,400		414,200		432,700		455,400		581,700	
18	301,700		416,200		434,800	1	457,700	2	583,200	
19	303,900		418,300		437,000	1	459,900	1	584,600	
20	305,800		420,300		439,000	1	462,100		585,900	
21	307,800		421,700	1	441,200	1	464,300		587,200	
22	310,500		423,700		443,200		466,500	1	588,400	
23	313,000		425,700		445,300		468,700		589,600	
24	315,500		427,600		447,400		470,800		590,700	
25	318,100		429,400		449,400		472,900		591,800	
26	320,800		430,800		451,500		475,100		593,000	
27	323,500		432,600	1	453,500		477,200		594,100	
28	326,100		434,200		455,500		479,300		595,300	
29	328,600		435,900		457,500	1	481,400		596,400	
30	331,100		437,400		459,500		483,600		597,500	
31	333,400		439,000	2	461,300		485,700		598,600	
32	335,500		440,600		463,200		487,800		599,800	
33	337,900		442,200		465,100		489,900	1	600,900	
34	339,900		443,900		467,100		492,100	1	602,000	
35	342,200		445,700	1	469,000	1	494,200		603,200	
36	344,300	1	447,400		470,800		496,300		604,300	
37	346,700		449,200		472,700		498,300		605,400	
38	348,800		450,800		474,700	1	500,200		606,500	
39	350,800		452,600		476,700		502,100		607,600	
40	352,600		454,400		478,600		504,100		608,800	
41	354,500		456,100		480,400		506,100		609,900	
42	356,600		457,700		482,300	1	508,100		611,000	
43	358,600		459,100		484,200		509,900		612,100	
44	360,500		460,500		486,100		511,800		613,300	
45	362,400		461,800		487,900		513,700		614,400	
46	364,300		463,200		489,700		515,500		615,500	
47	366,200		464,500		491,500	1	517,300	1	616,600	
48	368,100		465,800		493,100		519,000		617,700	
49	370,100		467,100		494,600		520,700		618,800	
50	371,900		468,400		496,100		522,100		619,900	
51	373,600	1	469,700		497,500		523,500	1	621,000	
52	375,200		470,900		499,000		524,800	1	622,100	

級 号給	1級 (医師等)		2級 (係長職)		3級 (課長職)		4級 (部長職)		5級 (局長職)	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
53	377,200		472,100		500,500		526,200		623,300	
54	378,800		472,600		501,400		527,300	1	624,400	
55	380,500		473,000		502,300		528,400		625,500	
56	382,100		473,500		503,200		529,400		626,700	
57	383,800		473,900		504,000		530,400		627,800	
58	384,500				504,800		531,300			
59	385,200				505,600		532,200	1		
60	385,900				506,400		533,000			
61	386,500				507,200		533,800			
62	387,000				508,000		534,500			
63	387,400				508,700		535,200	1		
64	387,900				509,400		535,800			
65	388,300				510,100		536,400	1		
66	389,200				510,800		537,100			
67	390,100				511,500		537,800			
68	390,900				512,200		538,400	1		
69	391,800				512,900		539,000			
70	392,400				513,600	1	539,700			
71	392,900				514,300		540,400			
72	393,300				515,000		541,000	1		
73	393,600				515,600		541,600			
74							542,200			
75							542,800			
76							543,400			
77							544,000	4		

(参考)

定年前 再任用 短時間 勤務職員	305,500		350,000		399,200		472,400		572,100	
---------------------------	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--

(注) 各級の人員数が1人の場合は、各号給の該当人員数を空欄としている。

第3表 給料表別・年齢別平均給料月額等

(その1) 給料表別・年齢別平均給料月額・人員

給料表 年齢	行政職員		消防職員		教育職員	
	円 全	人 15,129	円 321,866	人 3,380	円 355,721	人 14,382
18	187,200	12	208,000	11	-	-
19	191,400	13	210,263	19	-	-
20	197,078	32	213,294	32	240,760	1
21	204,547	30	218,867	49	247,277	3
22	218,221	291	228,600	86	262,894	411
23	223,322	264	233,475	75	267,517	494
24	228,006	303	238,338	93	272,209	516
25	232,964	413	244,598	108	277,324	527
26	237,566	415	248,901	117	283,745	508
27	242,904	415	253,819	121	291,125	480
28	250,292	418	259,259	131	298,871	403
29	256,721	383	264,722	129	304,274	375
30	262,746	409	270,251	85	309,256	356
31	268,542	374	276,509	80	314,296	372
32	274,985	351	283,296	95	320,232	385
33	280,350	384	288,694	98	326,753	422
34	287,635	409	297,271	100	332,862	390
35	294,893	398	300,229	101	339,856	441
36	302,097	425	311,259	98	346,776	464
37	311,054	444	321,320	94	354,691	434
38	316,587	429	325,683	87	360,316	425
39	327,571	421	337,716	97	367,685	389
40	338,560	409	343,310	78	375,011	425
41	349,136	463	353,496	98	379,656	468
42	359,777	434	367,045	84	386,077	409
43	362,838	459	364,575	96	390,870	369
44	371,606	401	374,639	89	394,389	396
45	380,462	416	386,635	69	399,763	417
46	386,608	414	385,421	52	403,274	422
47	390,520	388	390,901	80	407,958	397
48	395,048	361	393,902	45	410,632	348
49	393,932	405	402,081	52	412,654	334
50	399,684	371	395,936	92	417,056	321
51	405,929	408	394,926	94	420,782	309
52	402,390	452	397,165	79	423,107	316
53	406,632	437	402,183	65	425,767	242
54	406,538	461	402,167	67	428,401	200
55	410,782	435	397,469	52	431,891	190
56	410,841	380	394,769	62	432,930	251
57	409,895	377	396,721	52	435,236	247
58	407,617	302	398,655	71	438,742	250
59	420,277	306	401,347	96	442,503	272
60以上	447,488	17	389,800	1	444,808	3

(注) 給料月額には、「給料の調整額」、「教職調整額」及び「切替に伴う差額」を含む。(その2)も同じ。

医療職員	
円	人
480, 141	39
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
344, 300	1
-	-
-	-
-	-
-	-
373, 600	1
-	-
408, 200	1
435, 800	2
-	-
421, 700	1
445, 700	1
486, 900	2
457, 500	1
439, 000	1
462, 350	2
457, 700	1
492, 600	3
478, 333	3
457, 700	1
-	-
-	-
509, 350	2
496, 050	4
-	-
528, 500	2
-	-
525, 700	2
492, 100	1
482, 367	3
546, 675	4

(その2) 行政職員給料表の級別・年齢別平均給料月額・人員

級 年齢	1級 (職員Ⅰ)		2級 (職員Ⅱ)		3級 (職員Ⅲ)		4級 (係長職)		5級 (課長補佐職)	
全	円 235,192	人 2,671	円 286,677	人 4,552	円 375,577	人 3,954	円 379,663	人 2,165	円 405,537	人 556
18	187,200	12	—	—	—	—	—	—	—	—
19	191,400	13	—	—	—	—	—	—	—	—
20	197,078	32	—	—	—	—	—	—	—	—
21	204,547	30	—	—	—	—	—	—	—	—
22	218,221	291	—	—	—	—	—	—	—	—
23	223,322	264	—	—	—	—	—	—	—	—
24	228,006	303	—	—	—	—	—	—	—	—
25	232,964	413	—	—	—	—	—	—	—	—
26	237,566	415	—	—	—	—	—	—	—	—
27	242,904	415	—	—	—	—	—	—	—	—
28	243,601	185	255,605	233	—	—	—	—	—	—
29	245,739	69	258,793	311	—	—	294,500	3	—	—
30	248,520	45	262,851	349	—	—	302,980	15	—	—
31	254,568	19	266,899	335	—	—	309,350	20	—	—
32	256,264	14	272,621	313	—	—	316,738	24	—	—
33	259,600	13	275,889	330	—	—	322,133	40	—	—
34	262,560	15	281,808	342	—	—	333,194	52	—	—
35	261,780	15	288,390	324	346,200	1	338,414	57	—	—
36	271,622	9	292,529	337	320,033	3	347,422	76	—	—
37	274,550	12	299,405	335	318,700	1	356,036	95	370,600	1
38	275,373	11	304,421	323	336,550	2	360,924	84	382,038	8
39	286,638	8	311,232	293	—	—	368,614	109	385,855	11
40	286,500	10	313,345	208	351,717	66	373,574	102	391,365	20
41	290,814	7	313,409	163	354,730	145	378,595	108	393,226	27
42	286,940	5	318,481	98	357,035	173	382,260	116	395,932	25
43	290,500	9	314,087	75	360,842	216	384,288	105	399,433	42
44	286,820	5	311,986	43	364,174	204	387,918	88	400,581	32
45	298,950	2	315,936	25	367,791	225	388,315	88	401,696	27
46	293,633	3	317,470	23	371,000	204	390,136	92	404,009	32
47	300,100	2	320,208	12	372,549	212	391,395	76	404,711	19
48	296,300	1	313,113	16	373,928	165	392,393	82	406,350	26
49	297,800	3	319,922	9	375,107	206	393,394	90	405,025	28
50	297,225	4	324,910	10	376,958	197	395,318	61	407,859	22
51	299,150	2	313,925	4	378,836	193	396,573	83	408,592	24
52	298,833	3	325,400	3	381,037	243	397,844	88	409,494	32
53	300,100	2	323,667	6	382,838	225	399,438	84	411,449	35
54	299,450	2	327,100	3	384,985	250	401,552	87	415,821	39
55	300,100	1	324,011	9	386,225	242	402,458	59	415,280	30
56	299,750	2	321,333	3	386,136	207	402,604	57	414,769	29
57	300,100	1	327,750	4	386,031	227	403,653	45	414,521	19
58	—	—	324,900	7	386,599	186	404,098	42	416,927	11
59	300,100	1	323,100	2	387,644	161	405,128	36	414,759	17
60以上	300,100	3	321,050	4	—	—	372,900	1	—	—

6級 (課長職)		7級 (部長職)		8級 (局区長職)	
円	人	円	人	円	人
458, 758	946	510, 454	226	558, 849	59
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
351, 000	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
366, 900	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
411, 700	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
428, 467	3	-	-	-	-
429, 777	13	-	-	-	-
440, 576	17	-	-	-	-
441, 950	12	-	-	-	-
445, 441	29	-	-	-	-
449, 092	49	-	-	-	-
454, 167	57	493, 500	3	-	-
457, 657	67	-	-	-	-
458, 108	64	506, 857	7	-	-
458, 784	67	506, 400	2	-	-
460, 854	56	509, 000	21	-	-
460, 652	83	510, 211	19	-	-
462, 444	64	508, 622	18	550, 000	1
466, 561	56	511, 681	27	560, 700	2
464, 442	57	515, 805	21	565, 300	2
463, 864	55	513, 864	33	555, 700	6
465, 543	58	510, 227	15	554, 933	9
461, 516	50	508, 838	24	566, 029	7
460, 419	31	508, 441	17	555, 463	8
464, 676	55	508, 916	19	559, 047	15
-	-	-	-	561, 100	9

第4表 扶養手当の支給状況

受給職員数	非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
人 (%) 11,617 (35.3)	人 (%) 21,313 (64.7)	人 (%) 32,930 (100.0)	円 7,151

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

扶養親族数						計
配偶者		子		父母等		
部長級	課長級以下	配偶者が いない場合 の1人目	左記以外	部長級	課長級以下	
3,500円	6,500円	11,500円	10,000円	3,500円	6,500円	
人 (%) 86 (0.4)	人 (%) 3,653 (16.1)	人 (%) 391 (1.7)	人 (%) 18,288 (80.7)	人 (%) 3 (0.0)	人 (%) 233 (1.0)	人 (%) 22,654 (100.0)

(注) 1 本表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 () 内の数字は、扶養親族数の合計を100とした場合の割合である。

3 () 内の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

4 子の扶養手当の金額は、扶養する子の年齢によって加算される場合がある（子1人につき5,000円）。

第5表 住居手当の支給状況

受給職員数		非受給職員数	計	1人当たり 平均手当額
30歳未満	30歳以上 40歳未満			円
人 (%) 3,819 (11.6)	人 (%) 2,998 (9.1)	人 (%) 26,113 (79.3)	人 (%) 32,930 (100.0)	5,032

(注) () 内の数字は、調査対象職員数を100とした場合の割合である。

第6表 管理職手当の支給状況

区分	該当職員数	1人当たり 平均支給額
	人 (%)	円
局 区 長 級	60 (2.7)	135,817
部 長 級	271 (12.0)	91,426
課 長 級	1,055 (46.8)	47,214
校 長	356 (15.8)	56,573
校 長 代 理	5 (0.2)	51,000
教 頭	507 (22.5)	40,036
受 給 職 員 計	2,254 (100.0)	54,760

(注) () 内の数字は、受給職員計を100とした場合の割合である。

第2部 民間給与の実態

職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院並びに都道府県、指定都市及び特別区等の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所 1,490事業所

(2) 対象職種

76職種（うち、初任給関係職種18職種）

事務・技術（支店長、工場長、部長、課長、係長、係員等）、医療教育関係職種等

(3) 従業員数（母集団の推定数）

143,603人

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

前記3(1)の事業所を産業、企業規模、本店・支店の別により16層に分類し、これらの層から298事業所を無作為に抽出した。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を実施した。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

12,597人（うち、初任給関係職種905人）

5 集計方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第7表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	計	50人～ 99人	100人～ 499人	500人～ 999人	1,000人～ 2,999人	3,000人 以上
産業計	214	214	17	60	33	36	68
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	14	14	2	4	3	4	1
製造業	56	56	7	21	3	7	18
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	59	59	4	18	11	9	17
卸売業、小売業	31	31	1	7	7	5	11
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	16	16	0	2	1	4	9
教育、学習支援業、医療、福祉、サビス業	38	38	3	8	8	7	12

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が79、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5あった。

第8表 企業規模別・職種別・学歴別給与月額等

(その1) 公民給与比較の職種

1 全規模(100人以上)

調査実人員計 10,653 人

職種名	調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考	
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務	支店長	人 歳	52.62	871,713	64	871,649	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	21	53.21	893,926	0	893,926	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	48.61	721,978	498	721,479	
.	中学校卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工場長	5	51.30	819,792	34,173	785,619	
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	X	X	X	X	X	
技術	高校卒	3	51.52	900,366	54,530	845,836	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	422	52.63	731,899	6,132	725,767	
	大学卒	324	52.48	753,279	6,561	746,718	
関係	短大卒	39	53.29	670,949	12,222	658,727	同上
	高校卒	59	53.02	655,396	110	655,286	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	383	51.97	699,457	5,135	694,321	
職種	大学卒	287	51.40	713,756	4,847	708,909	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	短大卒	53	53.89	645,192	2,699	642,493	
	高校卒	43	53.21	676,770	9,657	667,113	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
.	事務部次長	174	50.79	650,977	8,345	642,632	同上
	大学卒	131	50.23	666,771	6,792	659,979	
	短大卒	24	52.26	577,628	14,671	562,957	
	高校卒	18	53.15	632,723	12,236	620,487	
.	中学校卒	X	X	X	X	X	
	技術部次長	103	50.99	672,898	5,529	667,369	
	大学卒	84	50.65	677,650	5,068	672,583	
	短大卒	10	52.60	677,780	14,029	663,751	
.	高校卒	9	52.46	620,918	317	620,601	
	中学校卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長	人 947	歳 49.14	円 603,004	円 22,657	円 580,347	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	756	48.48	609,024	23,569	585,454	
	短大卒	89	50.74	583,055	26,852	556,203	
	高校卒	102	52.16	579,831	12,659	567,172	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	959	49.02	625,526	31,595	593,931	
	大学卒	752	48.47	635,015	35,333	599,681	
	短大卒	122	50.79	581,312	16,980	564,332	
技術	高校卒	83	51.79	602,697	17,528	585,169	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	中学卒	2	49.37	446,140	0	446,140	
	事務課長代理	173	46.77	561,325	60,188	501,137	
	大学卒	142	46.12	567,387	59,399	507,988	
	短大卒	22	51.11	532,018	57,974	474,044	
	高校卒	9	47.75	524,789	79,764	445,024	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	100	48.01	585,149	93,016	492,133	
関係	大学卒	84	46.77	584,016	93,796	490,220	同上
	短大卒	10	56.95	602,413	100,764	501,650	
	高校卒	6	54.93	570,456	57,723	512,733	
	中学卒	-	-	-	-	-	
職種	事務係長	723	45.32	504,971	68,085	436,885	係の長及び係長級専門職
	大学卒	547	43.57	507,145	71,442	435,703	
	短大卒	85	50.11	477,714	59,827	417,887	
	高校卒	89	51.22	517,585	55,898	461,687	
種	中学卒	2	48.92	490,149	58,687	431,461	同上
	技術係長	762	46.07	561,020	85,707	475,313	
	大学卒	576	45.04	567,615	86,527	481,088	
	短大卒	87	47.04	517,756	95,580	422,175	
	高校卒	99	51.87	559,790	70,838	488,953	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名		調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務主任	人 646	歳 41.22	円 421,108	円 64,268	円 356,841	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長—係員間）
	大学卒	436	37.46	416,594	65,506	351,088	
	短大卒	92	45.63	412,507	63,221	349,286	
	高校卒	118	51.06	441,988	60,762	381,226	
技術	中学卒	-	-	-	-	-	同上
	技術主任	人 566	歳 41.82	円 481,637	円 83,116	円 398,521	
	大学卒	433	40.15	483,831	84,295	399,535	
	短大卒	75	47.51	467,274	77,640	389,634	
関係	高校卒	57	47.24	486,585	82,418	404,168	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	事務係員	人 2,230	歳 37.04	円 391,661	円 52,165	円 339,496	
	大学卒	1,597	34.30	391,838	54,473	337,366	
職種	短大卒	288	44.10	395,434	42,982	352,453	
	高校卒	340	44.71	387,216	48,372	338,844	
	中学卒	5	51.64	377,612	75,997	301,615	
	技術係員	人 2,436	歳 37.34	円 429,346	円 58,719	円 370,627	
	大学卒	1,751	36.29	433,072	58,238	374,834	
	短大卒	319	39.03	414,019	56,923	357,096	
	高校卒	364	42.01	423,951	64,091	359,859	
	中学卒	2	54.09	306,523	12,011	294,512	

- (注) 1 きまつて支給する給与は、令和7年4月に支払われた給与総額（通勤手当を除く。）をいう。
 2 きまつて支給する給与及びうち時間外手当は、小数点以下の端数があるため、その差と(A) - (B)は一致しない場合がある。
 3 「中間職（部長—課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
 4 「中間職（課長—係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
 5 「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
 6 「X」は、調査実人員が1人の場合である。
 7 上記1から6までは、第8表において全て同じ。

2 規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計 8,121 人

職種名	調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考	
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
事務	支店長	23	52.72	886,907	0	886,907	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	21	53.21	893,926	0	893,926	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	48.00	819,084	0	819,084	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	4	51.85	887,675	42,424	845,251	
	大学卒	X	X	X	X	X	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	51.52	900,366	54,530	845,836	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	284	52.10	714,261	4,463	709,797	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	226	51.96	723,933	5,650	718,283	
	短大卒	20	53.43	682,003	393	681,610	
	高校卒	38	52.16	678,553	141	678,412	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	284	51.91	713,606	1,471	712,135	
	大学卒	226	51.59	718,240	1,622	716,618	
	短大卒	29	53.33	688,734	920	687,814	
	高校卒	29	52.76	704,162	946	703,215	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務部次長	121	51.32	670,139	9,058	661,081	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	大学卒	90	50.76	687,415	6,056	681,359	
	短大卒	17	52.59	578,418	20,096	558,322	
	高校卒	13	53.84	675,488	16,799	658,689	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術部次長	78	51.02	678,806	3,410	675,397	
	大学卒	66	50.64	685,547	2,008	683,539	
	短大卒	6	54.25	672,741	23,306	649,435	
	高校卒	6	52.21	606,349	0	606,349	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種類	事務課長	739	49.17	620,302	25,660	594,643	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	584	48.52	627,698	27,214	600,485	
	短大卒	72	50.71	595,168	26,613	568,555	
	高校卒	83	51.90	596,085	15,050	581,036	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	770	49.04	643,471	35,830	607,641	
	大学卒	617	48.56	649,442	39,348	610,094	
	短大卒	87	50.70	616,759	23,184	593,575	
	高校卒	66	51.69	618,830	17,332	601,498	
	中学卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考	
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)		
事務	事務課長代理	人 161	歳 46.49	円 561,473	円 60,263	円 501,210	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	132	45.81	567,672	58,448	509,224	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短大卒	20	51.17	530,564	65,293	465,272	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高校卒	9	47.75	524,789	79,764	445,024	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	中学卒	-	-	-	-	-	中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	人 95	歳 48.04	円 584,404	円 91,920	円 492,485	同上
	大学卒	81	46.93	584,972	92,646	492,326	
	短大卒	8	56.63	585,233	101,144	484,089	
	高校卒	6	54.93	570,456	57,723	512,733	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	人 535	歳 44.90	円 505,269	円 78,827	円 426,441	係の長及び係長級専門職
	大学卒	411	43.31	510,471	82,280	428,191	
	短大卒	66	49.97	477,268	67,247	410,021	
	高校卒	57	50.78	502,898	67,802	435,097	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術係長	人 618	歳 46.00	円 569,435	円 88,270	円 481,166	同上
	大学卒	464	44.90	577,032	89,491	487,541	
	短大卒	69	47.03	520,949	95,978	424,971	
	高校卒	85	52.07	566,234	73,284	492,950	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務主任	人 443	歳 38.73	円 423,587	円 69,181	円 354,406	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任 のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大学卒	336	36.76	420,217	69,071	351,146	
	短大卒	60	44.65	418,769	69,147	349,623	
	高校卒	47	48.08	461,908	70,255	391,653	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	中学卒	-	-	-	-	-	中間職(係長-係員間)
	技術主任	人 336	歳 40.57	円 499,616	円 90,437	円 409,179	同上
	大学卒	276	39.29	493,235	88,881	404,354	
	短大卒	26	45.10	559,325	108,677	450,647	
	高校卒	33	47.73	512,463	91,796	420,667	
	中学卒	X	X	X	X	X	
種職	事務係員	人 1,721	歳 36.92	円 396,006	円 57,447	円 338,560	
	大学卒	1,224	33.86	394,875	60,276	334,599	
	短大卒	233	44.32	401,451	45,712	355,739	
	高校卒	261	45.47	396,880	54,184	342,695	
	中学卒	3	53.26	365,830	71,542	294,287	
	技術係員	人 1,909	歳 37.20	円 427,117	円 61,651	円 365,467	
	大学卒	1,352	36.01	427,978	61,946	366,032	
	短大卒	269	38.81	419,018	57,413	361,606	
	高校卒	287	42.68	432,132	65,171	366,961	
	中学卒	X	X	X	X	X	

3 規模500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上）

調査実人員計 2,532 人

職種名		調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	支店長	X	歳 X	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	X	歳 X	X	X	X	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	X	歳 X	X	X	X	
	大学卒	-	-	-	-	-	
	短大卒	X	歳 X	X	X	X	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務部長	138	53.69	767,101	9,462	757,639	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	98	53.58	815,125	8,481	806,644	
	短大卒	19	53.11	657,619	26,487	631,131	
	高校卒	21	54.79	607,164	46	607,117	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	99	52.17	660,136	15,318	644,818	
	大学卒	61	50.70	697,753	16,353	681,400	
	短大卒	24	54.49	598,499	4,607	593,892	
	高校卒	14	54.32	608,377	31,408	576,969	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務部次長	53	49.59	607,159	6,715	600,443	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長—課長間）
	大学卒	41	49.09	621,617	8,399	613,217	
	短大卒	7	51.37	575,491	0	575,491	
	高校卒	5	51.49	529,142	1,185	527,956	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	25	50.90	650,925	13,410	637,515	
	大学卒	18	50.73	641,519	19,069	622,450	
	短大卒	4	50.14	685,253	268	684,985	
	高校卒	3	53.00	653,090	1,018	652,072	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種類	事務課長	208	49.00	538,833	11,518	527,316	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	172	48.34	544,941	11,064	533,877	
	短大卒	17	50.89	524,153	28,018	496,135	
	高校卒	19	53.54	493,764	0	493,764	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	189	48.93	534,685	10,157	524,527	
	大学卒	135	47.96	551,585	12,117	539,467	
	短大卒	35	51.03	490,432	1,076	489,355	
	高校卒	17	52.42	507,632	18,678	488,954	
	中学卒	2	49.37	446,140	0	446,140	

職種名		調査人員	平均年齢	平均給与月額			備考
				きまつて 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	12	50.84	559,192	59,109	500,083	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
	短大卒	10	50.90	563,072	73,755	489,317	課長に直属し部下4人以上を有する者
	高校卒	2	50.59	543,532	0	543,532	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	中学卒	-	-	-	-	-	中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	5	47.03	605,075	122,333	482,742	同上
	大学卒	3	40.95	550,151	134,532	415,620	
	短大卒	2	59.00	713,256	98,306	614,950	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技術	事務係長	188	46.42	504,178	39,520	464,657	係の長及び係長級専門職
	大学卒	136	44.34	497,541	40,153	457,388	
	短大卒	19	50.72	479,704	26,706	452,998	
	高校卒	32	51.75	535,636	41,268	494,368	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術係長	144	46.61	492,091	64,714	427,377	同上
	大学卒	112	46.12	491,275	62,505	428,770	
	短大卒	18	47.06	494,417	92,669	401,747	
	高校卒	14	49.86	495,533	46,444	449,089	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務主任	203	46.96	415,407	52,967	362,440	係長等のいる事業所における主任係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
	大学卒	100	40.60	400,363	49,535	350,828	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
	短大卒	32	47.74	399,094	50,530	348,564	中間職(係長-係員間)
	高校卒	71	52.33	433,487	56,711	376,776	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	230	44.00	450,260	70,338	379,921	同上
	大学卒	157	42.00	463,668	74,464	389,204	
	短大卒	49	48.73	420,595	61,900	358,695	
	高校卒	24	46.13	428,998	61,548	367,451	
	中学卒	-	-	-	-	-	
種類	事務係員	509	37.59	372,714	29,138	343,576	
	大学卒	373	36.13	379,146	30,216	348,930	
	短大卒	55	42.84	360,311	27,042	333,269	
	高校卒	79	41.46	346,070	23,625	322,445	
	中学卒	2	46.68	413,488	89,561	323,927	
	技術係員	527	38.01	440,606	43,907	396,699	
	大学卒	399	37.60	457,146	40,715	416,431	
	短大卒	50	40.68	375,318	53,136	322,182	
	高校卒	77	38.54	382,172	58,579	323,593	
	中学卒	X	X	X	X	X	

【参考】企業規模50人以上100人未満

調査実人員計

439 人

職種名	調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務・技術関係種	支店長	人 歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	- -	- -	- -	- -	
	短大卒	- -	- -	- -	- -	
	高校卒	- -	- -	- -	- -	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
	工場長	人 歳	円	円	円	
	大学卒	- -	- -	- -	- -	
	短大卒	- -	- -	- -	- -	
	高校卒	- -	- -	- -	- -	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
事務部長	事務部長	9 49.78	592,374	21,906	570,468	2課以上又は構成員20人以上の部の長
	大学卒	3 45.33	582,241	0	582,241	職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
	短大卒	X X	X	X	X	(取締役兼任者を除く。)
	高校卒	5 53.80	582,129	39,431	542,698	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
技術部長	技術部長	7 53.29	606,946	785	606,161	同上
	大学卒	4 51.50	658,201	1,374	656,828	
	短大卒	- -	- -	- -	- -	
	高校卒	3 55.67	538,607	0	538,607	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
事務部次長	事務部次長	- -	- -	- -	- -	前記部長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	- -	- -	- -	- -	職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	短大卒	- -	- -	- -	- -	中間職(部長-課長間)
	高校卒	- -	- -	- -	- -	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
技術部次長	技術部次長	3 52.33	507,000	0	507,000	同上
	大学卒	- -	- -	- -	- -	
	短大卒	2 52.50	496,500	0	496,500	
	高校卒	X X	X	X	X	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
事務課長	事務課長	23 48.04	477,704	14,284	463,420	2係以上又は構成員10人以上の課の長
	大学卒	11 46.00	478,746	14,378	464,368	職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	短大卒	2 51.00	525,000	0	525,000	
	高校卒	10 49.70	467,100	17,038	450,062	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	
技術課長	技術課長	22 47.91	482,399	35	482,365	同上
	大学卒	14 47.43	488,099	0	488,099	
	短大卒	3 45.67	451,000	0	451,000	
	高校卒	5 50.60	485,280	152	485,128	
	中学卒	- -	- -	- -	- -	

職種名		調査人員	平均年齢	平均給与月額			備考
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A) - (B)	
事務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間) 同上
	大学卒	9	49.00	495,364	37,376	457,988	
	短大卒	2	49.50	514,075	48,780	465,295	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	7	48.86	490,017	34,117	455,900	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	
	大学卒	8	48.38	537,470	118,326	419,144	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	3	52.67	571,157	121,257	449,900	
	中学卒	4	49.25	515,190	104,165	411,025	
技術	事務係長	8	42.88	410,587	34,165	376,422	係の長及び係長級専門職 同上
	大学卒	6	39.67	411,666	45,383	366,283	
	短大卒	X	X	X	X	X	
	高校卒	X	X	X	X	X	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	16	46.75	468,248	68,280	399,969	
	大学卒	10	45.40	457,237	64,670	392,567	
	短大卒	4	45.00	504,506	109,633	394,873	
	高校卒	2	57.00	450,789	3,619	447,170	
	中学卒	-	-	-	-	-	
関係	事務主任	13	39.23	344,619	42,632	301,987	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間) 同上
	大学卒	5	38.00	344,090	36,478	307,612	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	8	40.00	344,949	46,478	298,472	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	58	41.38	349,980	39,942	310,038	
	大学卒	29	42.76	343,168	34,637	308,531	
	短大卒	13	39.62	323,141	22,891	300,250	
	高校卒	15	40.40	383,141	58,971	324,171	
	中学卒	X	X	X	X	X	
種類	事務係員	83	43.21	343,892	32,024	311,868	同上
	大学卒	43	41.72	350,381	34,710	315,672	
	短大卒	11	37.82	331,720	28,321	303,399	
	高校卒	28	46.34	340,430	27,704	312,727	
	中学卒	X	X	X	X	X	
	技術係員	180	34.74	327,488	39,796	287,692	
	大学卒	104	35.01	325,055	36,463	288,591	
	短大卒	34	31.75	306,839	35,371	271,467	
	高校卒	42	36.40	350,495	52,191	298,303	
	中学卒	-	-	-	-	-	

(その2) その他の職種

全規模

調査実人員計

600 人

職種名		調査実人員	平均年齢	平均給与月額			備考
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
研究関係職種	研究所長	3	55.66	1,235,449	0	1,235,449	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	69	51.56	789,215	1,560	787,655	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	33	43.82	734,782	19,975	714,806	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	94	45.82	649,218	36,920	612,298	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	155	33.71	441,086	52,380	388,706	
技能・労務関係職種	研究補助員	-	-	-	-	-	
	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	用務員	5	43.80	290,664	14,064	276,600	
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	50.50	1,568,619	84,000	1,484,619	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	14	49.93	1,347,578	30,937	1,316,642	
	歯科医師	X	X	X	X	X	
教育関係職種	薬局長	2	56.00	544,135	0	544,135	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	6	49.17	372,819	18,511	354,308	
	診療放射線技師	5	41.20	390,066	19,877	370,189	
	臨床検査技師	4	37.25	302,124	24,779	277,346	
	栄養士	7	37.43	276,241	0	276,241	
	理学療法士	10	41.20	349,309	26,881	322,428	
	作業療法士	4	33.50	301,412	9,895	291,518	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上
	看護師長	13	52.15	392,546	2,692	389,853	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	52	43.13	348,181	24,649	323,532	
	准看護師	23	52.24	363,064	10,258	352,807	
	大学学部長	7	57.86	907,836	0	907,836	
	大学教授	17	54.82	819,260	0	819,260	
	大学准教授	11	48.82	601,805	0	601,805	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	5	36.60	469,428	0	469,428	
	高等学校校長	2	60.50	842,150	0	842,150	
	高等学校教頭	5	55.00	713,738	958	712,780	
	高等学校教諭	50	43.13	535,633	1,776	533,856	

第9表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	403,697 円
	上半期 (A2)	412,574 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	904,231 円
	上半期 (B2)	1,002,727 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24 月分
	上半期 (B2/A2)	2.43 月分
年 間 の 合 計		4.67 月分

- (注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 本市の期末・勤勉手当の年間の支給月数は、条例により現行4.60月と定められている。
 3 特別給の支給割合は、小数点以下第3位を四捨五入している。
 4 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
 5 企業規模50人以上で集計した場合の年間の合計は、4.64月分である。

第10表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位 : %)

課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
45.2	54.8	55.1	44.9

- (注) 1 一定率(額)分とは、在職期間に応じて一律に支給されるものをいう。
 2 考課査定分とは、勤務実績に応じて支給されるものをいう。
 3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。
 4 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第11表 職種別・学歴別初任給

職種	学歴	全規模
新卒事務員 新卒技術者	大学卒	239,155 円
	短大卒	218,467 円
	高校卒	203,964 円
新卒事務員	大学卒	237,755 円
	短大卒	217,285 円
	高校卒	203,279 円
新卒技術者	大学卒	241,594 円
	短大卒	220,067 円
	高校卒	204,822 円
【参考】50人以上 新卒事務員 新卒技術者	大学卒	238,167 円
	短大卒	218,264 円
	高校卒	203,124 円

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

< 参考 >

本市職員の初任給 (一般行政職)	大学卒	253,924 円
	短大卒	231,188 円
	高校卒	217,152 円

(注) 本市職員の初任給は、地域手当を含めたものである。

第12表 民間ににおける通勤手当の支給状況

(その1) 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(単位: %)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律支給制	その他	
96.2	30.2	48.7	0.0	21.2	3.8

(注) 1 各支給形態の割合は、自動車使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。
(その2において同じ。)

(その2) 距離段階別定額制における支給月額の支給状況

距離(片道)	距離段階別定額制における支給月額					
	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,558円	7,763円	14,607円	21,253円	27,668円	33,112円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	36,135円	38,616円	41,063円	43,515円	45,809円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

<参考>

本市職員の交通用具使用者に係る通勤手当額(自動車使用者)

距離区分(片道)	5km未満	5km以上10km未満	10km以上15km未満	15km以上20km未満	20km以上25km未満	25km以上30km未満	30km以上35km未満
手当額	2,000円	4,200円	7,100円	10,000円	12,900円	15,800円	18,700円
距離区分(片道)	35km以上40km未満	40km以上45km未満	45km以上50km未満	50km以上55km未満	55km以上60km未満	60km以上	
手当額	21,600円	24,400円	26,200円	28,000円	29,800円	31,600円	

第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

役職段階 企業規模	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	100人以上	69.0	1.6	0.0	29.5
係員	【参考】 50人以上	70.0	1.5	0.0	28.5
	100人以上	58.2	6.2	0.0	35.6
課長級	【参考】 50人以上	60.2	5.8	0.0	34.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

第14表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

役職段階 企業規模	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給停止	定期昇給制度なし
		増額	減額	変化なし		
係員	100人以上	91.7	91.1	32.2	4.9	54.0
	【参考】 50人以上	90.4	89.8	31.4	6.7	51.7
課長級	100人以上	80.4	79.8	26.2	3.8	49.9
	【参考】 50人以上	79.4	78.9	25.9	4.2	48.8

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない。

第15表 対応級表

職種名		対応級	
		企業規模500人以上	企業規模500人未満
事務・技術関係職種	支店長・工場長	行政職 8級	行政職 7級
	事務・技術部長	" 7級	" 6級
	事務・技術部次長	" 6級	" 5級
	事務・技術課長	" 5級	" 4級
	事務・技術課長代理	" 4級	" 3、2級
	事務・技術係長	" 3、2級	" 1級
	事務・技術主任	" 1級	
	事務・技術係員	"	

ラスパイレス方式による比較とは？

本市職員の給与と、民間企業の従業員の給与を比較する方法については、職員側の人員構成を基準として比較する、「ラスパイレス方式」と呼ばれる統計学上の手法を採用しています。

通常公表されている民間賃金の調査の結果は、単純な平均値であり、給与決定要素である職種、役職段階、年齢などが考慮されていません。例えば、若手社員の割合の高い会社の平均給与と、高齢社員の割合が高い会社の平均給与を比較して、どちらの会社が給与水準が高いと単純に言うことができないように、単純な平均値により給与水準の比較を行うことは適当ではありません。

「ラスパイレス方式」では、個々の市職員に対し、役職段階や年齢等の給与決定要素を同じくする民間の従業員の平均給与額を支給したとした場合の給与総額と、現に市職員に支払っている給与総額とを算出した上で、一人当たりどの程度の差があるかを算出します。

具体的には、下表のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の市職員の平均給与(B)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(C)のそれぞれに職員数(A)を乗じて(D)、(E)を算出し、その総計である(D')、(E')を職員数の合計で除した値を比較します。

なお、この比較方法は、国及び他の指定都市等でも採用しています。

<算定例>

(単位:人、千円)

区分		市役所	民間	職員給与計	民間給与計
	職員数(A)	平均給与(B)	平均給与(C)	A × B (D)	A × C (E)
大卒	22・23歳	100	200	20,000	20,500
	24・25歳	150	210	31,500	32,250
	Σ	Σ	Σ	Σ	Σ
高卒	18・19歳	80	160	12,800	12,800
	20・21歳	100	180	18,000	17,000
	Σ	Σ	Σ	Σ	Σ
係員計		800		190,000	200,000
係長計		300		102,000	105,000
局区長計		50		35,000	38,000
役職別合計		2,000		860,000 (D')	861,000 (E')

$$\text{職員給与の平均} : 860,000 \text{千円} \div 2,000 \text{人} = 430,000 \text{円}$$

$$\text{民間給与の平均} : 861,000 \text{千円} \div 2,000 \text{人} = 430,500 \text{円}$$

この例では、職員給与が民間給与を500円下回っていることとなります。

第3部 労 働 経 済 の 動 向

第16表 労働経済指標

項目	年度・年月		令和5年度	令和6年度	令和6				
					4月	5月	6月	7月	
生計費	消費支出 (総務省) [家計調査2人以上の世帯 のうち勤労者世帯]	①全 国	金額	※1 千円 318.8	※1 325.1	345.0	318.6	300.2	312.6
			前年比 前年同月比	※1 % △ 0.6	※1 2.0	3.2	2.2	0.6	2.0
		②横 浜 市	金額	※1 千円 340.3	※1 345.8	374.0	322.9	314.9	303.7
物価	消費者物価指数 (総務省)	③全 国	前年度比 前年同月比	% 3.0	3.0	2.5	2.8	2.8	2.8
		④横 浜 市	前年度比 前年同月比	% 2.9	3.2	2.8	2.9	3.0	2.8
		⑤国内企業物価指数(日本銀行)	前年度比 前年同月比	% 2.4	3.3	0.9	2.3	2.6	3.1
賃金・ 労働時間 (厚生労働省) 〔毎月勤労統計調査〕	⑥全 国 [調査産業計]	きまつて支給する給与	金額	千円 309.4	316.8	316.5	315.0	317.1	317.5
			前年度比 前年同月比	% 1.7	2.7	2.3	2.8	2.8	2.8
		うち 所定内給与	金額	千円 284.7	292.0	291.3	290.8	292.8	292.9
	⑦神奈川県 [調査産業計]	きまつて支給する給与	金額	千円 307.9	324.1	327.6	324.3	326.7	324.9
			前年比 前年同月比	※1 % 4.5	3.6	3.1	4.0	3.6	3.4
		うち 所定内給与	金額	千円 283.3	298.7	301.9	299.0	301.4	299.9
	⑧総実労働時間数 [調査産業計]	時間数	時間 143.4	142.3	147.5	143.6	145.6	148.0	
		うち 所定外労働時間数	時間 12.0	時間 11.7	12.2	11.5	11.6	11.8	
雇用・ 生産	⑨常用雇用指数(厚生労働省)	前年度比 前年同月比	% 0.8	1.2	1.1	1.2	1.4	1.3	
	⑩有効求人倍率(厚生労働省)	倍 1.29	倍 1.25	1.26	1.25	1.24	1.25		
	⑪実質国内総生産(内閣府)	前年度比 前期比	% 0.5	0.7	0.5				

(注) 1 ⑥、⑦、⑧、⑨は、事業所規模30人以上(パート・アルバイトを含む。)の数値である。

2 ③、④、⑤、⑥、⑦、⑨は、令和2年基準の数値である。

3 ⑪は、平成27年連鎖価格である。

4 ※1欄は、暦年の数値である。

5 数値は、令和7年9月11日時点のものである。

年					令和7年			
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
318.8	308.4	327.6	316.5	379.2	331.3	314.0	383.0	363.2
2.3	△ 1.1	△ 0.9	4.9	8.7	5.8	2.0	8.2	5.3
325.3	310.4	336.7	310.4	383.4	394.5	365.7	362.3	431.6
△ 2.5	△ 14.1	8.2	△ 6.9	4.9	△ 1.3	△ 10.5	0.9	15.4
3.0	2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6
3.4	2.6	2.5	3.2	3.9	3.9	3.4	3.4	3.0
2.6	3.1	3.7	3.8	4.0	4.2	4.3	4.3	4.1
315.9	316.5	319.1	319.9	319.9	314.1	313.5	316.7	324.0
3.2	2.8	2.9	3.1	3.1	2.6	1.8	1.4	2.3
291.4	292.5	293.6	293.9	294.3	289.9	289.0	291.9	298.4
3.2	3.1	2.9	3.1	3.1	2.6	1.6	1.6	2.4
327.7	326.2	324.7	328.1	327.7	326.4	324.0	329.0	335.8
4.6	4.8	3.0	5.2	3.7	3.5	2.5	3.0	2.5
302.7	301.4	299.1	301.7	301.9	303.0	300.1	304.3	311.1
4.7	4.9	3.2	5.2	3.9	4.3	3.1	3.7	3.0
138.3	139.5	146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4
10.8	11.5	12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0
1.3	1.2	1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1
1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26
0.6	0.5			0.1				

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA